

第五回國會 衆議院 労働委員會議録 第十号

(三〇四)

昭和二十四年四月二十七日(水曜日)

午後二時四十分開議

出席委員

委員長 倉石 忠雄君

理事 角田 幸吉君 理事 福永 健司君

理事 三浦寅之助君 理事 吉武 惠市君

理事 前田 種男君 理事 川崎 秀二君

理事 春日 正一君 理事 島田 末信君

麻生太賀吉君 大橋 武夫君

佐藤 親弘君 篠田 弘作君

塚原 俊郎君 船越 弘君

松野 頼三君 青野 武一君

大矢 省三君 柳原 三郎君

土橋 一吉君 石野 久男君

出席國務大臣

労働大臣 鈴木 正文君

出席政府委員

(職業安定局長) 齋藤 邦吉君

労働事務官 齋藤 邦吉君

(失業保険課長) 亀井 光君

労働事務官 亀井 光君

委員外の出席者

労働事務官 池邊 道隆君

専門員 濱口金一郎君

本日の會議に付した事件

失業保險法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二二号)

職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二五号)

緊急失業対策法案(内閣提出第八六号)

労働者災害補償保險法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二三号)

倉石委員長 ただいまより會議を開きます。

前會に引續きまして、失業保險法の一部を改正する法律案、職業安定法の一部を改正する法律案、緊急失業対策法案及び労働者災害補償保險法の一部を改正する法律案、以上四案を一括議題に供します。質疑を許します。春日正一君。

○春日委員 この前に續いて質問します。この給付金額の点では各委員から質問されましたけれども、この点が一番大事だということに私も考えております。六十億で三十万救済するということになれば、一人二万円、六箇月にすると三千三百いくらというようにな非常に少額なものになつてしまふので、これではとても暮しようがない、現在政府の出している賃金というものが考へて行きますと、六千三百円あれば食えるというようにな形になつておられますけれども、実際には三人家族ということになれば、とても六千三百円くらいでは食えないというのが実情です。特に日雇いの場合には、一級で百四十円、二級ならば九十円ということ、政府が予定しているように平均五日間として、百四十円もらつても七百日にしかならないわけですから、これは結局名目的に失業対策を講じたということ、その実質はほとんど申込みたいなものになつてしまふ。これで政府は何とかこの金額を上げる、少くとも私の考へでは、現在の労働者の賃金状態からいへば、働いておつて、全額もら

る、やれない人もあるといつたような状態ですから、その六〇〇というところではなく、一〇〇〇あるいは少くとも九〇〇ぐらひは出してやらなければならぬ。この点について当局の見解をお聞きします。

○齋藤(邦)政府委員 ただいまお尋ねの失業保險給付の額の問題でありますけれども、ただいま御発言の中にあります二万円の問題であります。これは保險額を計算するときに、六箇月まる／＼もらう者ばかりとして計算しませんが、平均といたしましては四、四・五箇月、大体その程度のものを基準として二万円という計算をいたしております。もちろん失業が長くなりますれば、当然六箇月は支給いたしますけれども、過去の実績におきましては、大体四・五箇月というものが平均になつております。これが二万円の金額であります。そこでお尋ねの点の、現在の給付の六〇〇では、生活が困難ではないかというのでございますが、これは一つの例を申し上げてみたいと思ふのであります。昨年十二月の、労働省でやつております毎月勤労統計の全産業の平均賃金月額は、七千三百四十四でございます。その七千三百四十四に對しまして、手取りの賃金は、いろ／＼税金等を引かれまして、大体五千七百七十三円になつております。これに對しまして、今回の改正によりますと、四千二百六十一円になるのであります。これを手取りの賃金に比較いたしますと七三・八％という数字になります。

六〇〇を基準として減減するといふ以前の方式で参りますと、六〇〇程度でありますので、三千四百八十円になるわけでございます。それが今回の改正法律が通りますと、三千四百八十円が四千二百六十一円になりまして、約八百円ほどの増になるわけでございます。従つて退職時の賃金手取りの七三・八％、つまり七四％程度でございます。しかもこの保險の給付につきましては、税金等のかからない保險金でございますから、現段階におきましては、この程度で最低の生活をしたいだけのものとして期待しておる次第でございます。

○春日委員 四千二百円で生きて行かれないといふことは、驚くべき答弁だと思ひます。實際一人でもそのくらゐかかる。家族を持つてゐる者が失業したら、四千二百円や五千円で食つて行けないことは、あなた方御自身御経験でわかつておられると思ひます。それはともかくとして、この四・五箇月という計算で行つてゐると言われます。急速に首切りが出て來ても、新しい産業が興つて、吸収されて行くことを予定されての計算だと考へるのですけれども、實際にどういふ形で首を切つて、國內の購買力を少くして、それで生産がはたして興るか、これは労働委員會の問題よりも廣く、これは労働委員會の問題として大事な問題だと思ひます。たとえば昭和四年、五年のあのひどい失業の出た當時には、大体これと同じようなことがいわれておつた。

○鈴木國務大臣 輸出はそう簡単に回復するから、そこへ労働者を雇ひ入れるのだといふことが非常に強いといわれている。實際それでは輸出ができたかといへば、その輸出によつて受けたものは、ソーシャル・ダンピングという非難と関税障壁ではばまれて、どうにもしようがなくなつた。結局購買力を戦争に求めた。軍需産業の擴張に求めたといふことは事實だと思ひます。國內の購買力を減らしてゐて――現在でも政府は輸出を第一と考へてゐる。國際的に見て、それではど

れだけ輸出市場があるか。現在フランス、イギリス、イタリアでもかなり輸出市場が詰まつて來て、どこかに食い込まなければならぬ状態になつて來た。アメリカでもそういう方向に行つております。戦争前よりも、はるかに狭くなつてゐるこの市場で、輸出々々といつて、相手が無い輸出であるならば、ばけつこうですが、相手のある輸出をするといつて、そう簡単に、四箇月や五箇月でもつて、失業者が救済できるような状態が出て來るか、私は出て來ないと思ひます。そうすればやはり今度の失業問題については、首を切つて産業を集中して行くというやり方から考へるならば、當然長期にわたつて失業という状態を考へて、計画を立てて置かなければ、四箇月半というようないか、この点についてお考えをお聞きいたします。

○鈴木國務大臣 輸出はそう簡単に回復するから、そこへ労働者を雇ひ入れるのだといふことが非常に強いといわれている。實際それでは輸出ができたかといへば、その輸出によつて受けたものは、ソーシャル・ダンピングという非難と関税障壁ではばまれて、どうにもしようがなくなつた。結局購買力を戦争に求めた。軍需産業の擴張に求めたといふことは事實だと思ひます。國內の購買力を減らしてゐて――現在でも政府は輸出を第一と考へてゐる。國際的に見て、それではど

れだけ輸出市場があるか。現在フランス、イギリス、イタリアでもかなり輸出市場が詰まつて來て、どこかに食い込まなければならぬ状態になつて來た。アメリカでもそういう方向に行つております。戦争前よりも、はるかに狭くなつてゐるこの市場で、輸出々々といつて、相手が無い輸出であるならば、ばけつこうですが、相手のある輸出をするといつて、そう簡単に、四箇月や五箇月でもつて、失業者が救済できるような状態が出て來るか、私は出て來ないと思ひます。そうすればやはり今度の失業問題については、首を切つて産業を集中して行くというやり方から考へるならば、當然長期にわたつて失業という状態を考へて、計画を立てて置かなければ、四箇月半というようないか、この点についてお考えをお聞きいたします。

復しないのではないかという御見解であります。、それも一つの御見解であります。、今の日本の場合の輸出という問題は、御指摘になりました昭和初めごろのあの失業に対応しての輸出振興の問題、それからそのほかの國の輸

持はありませんけれども、大体少くとも今年度から明年度にかけて、政府が考えておる程度の輸出の振興というものは、第一期の振興計画として決して可能性がない計画ではないと思つております。

ますと、前二箇月に三十二日分の掛金をした者ということになっているわけですね。ところでこの日雇労働者というのは、普通の工場の労働者とは違つて、日雇いだから仕事にむらがあるわけですね。そこで失業をして失業保険を

ら、三十二日分の保険料をかけてない。ところが一箇月、二箇月して、またそういう状態が出て来て、あぶれてしまふというようなときに、今度は前二箇月は三十二日拂つてないから、これはだめだということになるかという

い者で、もう少し程度のいい者は、今退職しておけば得だから、退職願を出すという事で、鉄道関係で一万二千もそれでやめさせておる。こういうことが全国でやられておる。こういう者が保険の対象から除かれて、保険金をもらえないということになるのかどうか。

○亀井政府委員　ただいまは給付制限の問題につきまして御質問がございまして、この給付制限はすべての受給資格者、失業者に対して制限をするというものではございません。この失業保険が情民を養成しながら、就職できない場合において、保険金を支給するといふ建前から申しまして、安定所が本人の能力に最も適当と見られる職業を紹介したにもかかわらず、本人がかつてにこれを断る場合において、制限を受ける場合があるわけでございまして。その制限につきまして、ただいまの御質問の中に、賃金不拂いの問題がございまして、それからまた依願退職と申しますか、本人の申出によつて退職の形式でやめさせるという例が多いが、これについて給付制限を受けるかどうかという御質問と考へます。第一の賃金不拂いにつきましては、法律の第二十二條の第二項をござらんになるわけでありますが、その認定の基準につきましてでは、労働大臣が失業保険委員会の意見を聞いて基準を定めることになつております。その定められました基準はすでに発表になつておりますが、その中で、賃金不拂いで本人が自発的にやめた者は、すなわちやむを得ない事由によつてやめた者で、給付制限を受けないことになつております。

それからまた依願退職という形におきましても、事業主が解雇する意思を持ちながら、單に形式を依願退職という形で出した場合におきましても、これまで解雇と同じような取扱ひをいたしまして、給付の制限をしないというような取扱ひをしておるわけであります。

○春日委員　それで大体わかりましたけれども、ただ失業保険の精神について、非常に感違ひしておられるのじやないかと思ふ。だからいろいろ給付の制限を設けたり、それを安くしたりして、情眼をむさばらせないようにするといふけれども、すでに失業する者はないと思ふ。特に戦争前と違つて、今の状態では、政府の政策というものが経済のあらゆる動きをきめておつて、やはりそのために失業者が吐き出されて來ておる。だからむしろ食うだけのものは政府で保障してやる。そうして保険金なんか、私どもの考えでは、全額國庫で負担すべきだ。そうすると、龐大な金になつてやりきれなくなる。やりきれなくなつて困つたら、何もう工場をつぶしたり、失業者を出すような政策をとらなくても、もつと國民をみんな働かせるような政策をとつて、失業保険が實質的にいらなくなるような方向に持つて行けばいい。失業者を出しておいて、しかもそれがどうにも食えないからといって、保険をやつてやる。情眼をむさばらせられないように、食えない保険金を出して、しかもいろいろ制限をつけるというふうなことは、これは非常に考え方が違つてゐるんじゃないか。そういう考え方はこの問題は解決つかないのではな

いか。

〔委員長退席、角田委員長代理理席〕

それから一つの例で申し上げても、失業者といふ者の中に入れてない人がたくさんある。たとえばやみ屋をやつておるとか、あるいは私は横浜ですが、ちよいと見ますけれども、駅に俗にパンパン・ガールといわれる女の人がおる。あれはとにかく一應仕事をしておるという事になつておるけれども、ああいう商賣はないはずなんです。行く人たちでも、調べてみると、ものずきで行く者もあるやうですけれども、大体ああいう仕事をしようといふのは、仕事がなくしてほかに救済の道がないから、しかたなしに、からだを賣るというやうな事になつておる。あれは私は大きな失業問題だと思ふのです。そういう点をお考えになれば、情眼をむさばらせないために制限をつけるとか、安くするとかいふお考えでなくて、とにかく自分たちの政治のやり方が悪くて出した失業者なんだから、これはやはり、一般水準以上という事にはないにしても、今のやうな状態では食うに必要だけのものは出してやる。そうしてその負担に耐えられないなら、何とかして働く道を講じるやうな政策を、政府として講じなくてはならぬのではないか。これは私の意見ですけれども、最後に税務官吏の問題です。いろいろ條件がついたり、たとえば今度出て來ました申告制にしても、延滞金をとるとか、追徴金をとるといふやうなことで、役所のなんという強制力といひますか、これが非常に強くやつて來ておる。これは労災法でも、あらゆる面でそうですが、これはまあ最近の

経済事情で、滞納とか、いろいろなことがふえて來るので、やむを得ずにやることが多いと思ひますけれども、こういうふうには役所の力を強めて、強制力で保険料金をとつて行くとか、どうさせるという形が強くなる結果、どういふことが出て來るか、こういう点をお考えになつたことがあるか。たとえば浦和の税務署で、あの税務官吏が非常な不正を働いたといつて、國會でも問題になつたのですけれども、ああいうことは日本國中至るところで起つてゐる。そこである会社なんかでは、税金を滞納したために、若い税務官吏が來て、机の上に足を乗せて、茶を持つて來い、何を持つて來いと言つたといふやうな話も聞いておる。なぜそういうことが起るか。なぜ浦和のやうな問題が起るか。これは非常に官吏の力が強くなつて、何でも命令だといつて押しつけて、聞かなければ嚴罰だといふことになつたから、そういう末端の官吏までが、とにかくそれをかさに着て横暴を働く、不正を働く。たとえば税金が來ても、正常に申告して、審査してもらつてという機能が働いておれば、何も業者だつて、そういう若い税務官吏に賄賂を使つてまでどうこうしなくても、正当な筋がとれるのだけれども、それがほとんどやられてなくて、上から責められるから、二十二や二十三の若い官吏に頭を下げて金を出して、それで何とかしてやらうといふ根性が起るし、そこへつけ込んでああいう不正が出て來ておる。だからこういう取締りの規定とか、そういうものを強化するといふことではなく、むしろこの官吏の機構を、もつと大きくこの保険に關係のある者全体の氣持で、

動かして行くといふ方向に持つて行かなくてはならないんじゃないか。そういう見地から見ると、たとえば失業保険審議會とか、あるいは各地方にある失業保険の委員会、こういうものの構成をもつと拡大して、そういう被保険者の代表も使用者の代表も、あるいは官廳も入つて、とにかくそういうものに監督とか、あるいは保険行政に対する十分な発言権を與えて行くといふやうにして行けば、いろいろの税金の問題にしろ、滞納の問題にしろ、現地の事情に即してやつて行けるんじゃないかといふやうに考へる。そういう官吏の面についてどうお考えになりますか。

○鈴木國務大臣　大体的方向としましては、春日委員の御指摘になつたのと、われ／＼別に違つた考へを持つとか、もしくは官吏がきつめて強権的であつて、そういう今春日委員の御指摘になつたやうなやり方でかまわれないなどということは、毛頭考へておるはずはないのであります。ただ最近の日本の情勢のもとにおきましては、あえて官吏といわず、他の方面にも、御指摘になつたやうな欠点もないばかりではないといふことを、率直に私どもも、ごく一面においては認める氣持も持つております。これらの点につきましては、當面的には少くとも労働行政に關する限り、私も決して運営の面において御指摘のやうな誤りのないやうにし、さらに進んで、しかるべき機会に組織の面につきましても、民主的な方法をとつて行きたいと考へております。

○齋藤（邦）政府委員　なお一つ御質問の中にありました失業保険委員会でございしますが、仰せのごとくこれは労働

に關する委員会でありますので、定員は二十一名でございます。被保險者代表、事業主の代表、公益代表、大体七人ずつ頭数が入っております。それによりましてこの業務の運営は民主的に、お話しのようなやましいことのないようにできるだけ注意して参りたい、かように考えておる次第であります。

○春日委員 その委員会はいつころですけれども、結局一つの諮問機関という資格になつておるので、聞きおくといいことになつてしまふ。だから官吏の仕事の助けという面でも、それからそういう法の精神に反した行いが出ると来るというのを押えるという面でも、とにかくこの官吏は——政府は國會において任命されて、全権をまかされてやつてゐるのだけれども、この官吏のやり方に対しては、今度は官吏にやられる人たちが監督するよりしようがない。これは諮問機関というようなことではなくて、やはりそれに相當な独立性を與えて、やつて行けるようにしなければならぬやないかというふうに考えるわけです。

そこで最後に一つお聞きしておきたいのですけれども、保險経済というところが非常に言われる。しかし保險経済といつて、一つの保險会社のようなもので、料金をとつてこれを経営して、これで失業問題を解決して行こうというふうな考え方がいふことかどうかという問題です。これは必ずしも戦争以前のまだ資本主義が正常に発達しておつたころなら、それはすべての企業が正常にやつて行けるのだから、こういう社會保險というふうなものも、そのタイプで何とかやられて来た、効果をあげて来たけれども、最近

おります。この保險法そのものも、國の失業対策全般の一環として運営して参つておるわけでございます。ただいまお示しになりました御意見と、私どもの考え方とは、そう違つておらないのではないかと思います。

○土橋委員 ただいま春日委員から失業保險に關する問題について質問がありましたので、私は、これから政府の提案を改正する法律案、及び緊急失業対策法案あるいは労災法の問題について、逐次御質問したいと思ひます。

まず職業安定法の一部改正に關する政府提案の理由であります。政府は經濟九原則の實施にあたりまして、深刻なる失業が起ることを予想して考えられておるわけであります。これはやはり吉田内閣總理大臣のもとにおける、政府の政策よろしきを得ないために出て来る結論で、われわれはこれに反對すると同時に、またその結果について、われわれ議員がこの問題についていろいろ討論なり質疑をかわすといふことは、考えてみれば、これはまつたく政府の責任ではないかと考えておるのであります。しかし当面の問題で、失業者が出るとか、職業安定法の二部の規定が改正せられるというやうな現象は、遺憾な現象であつて、こ

ういふことがないことを、こいねがわなければならぬのであります。しかし当面の問題として、われわれはここの質問をするのであります。まずこの間の政府の御説明によりますと、学校卒業生で、おそく十程度就職できない者があつたであらうといふ御答弁であつたのであります。しかし私の考えるところでは、六・三制の實施に伴

ひまして、学校別に考えると、現在全國に中等學校あるいは小学校の数は二万五千九十余校、専門學校においては二千七百八十余校、大學は九十余校あるはずであります。政府の説明から行くと、この全國の學生諸君で一校について三人程度就職できないものを見込んでゐるようであります。はたしてこの数字が正しいかどうか御答弁願ひたいと思ひます。労働省では十萬といふ説明をしたが、その十萬し

かないと見込んでゐる根拠について、明確な御答弁を願ひたい。

○齋藤(邦)政府委員 十萬という数字を申し上げたのでありますが、これは私そのとき申し上げましたように、安定期がこ最近において就職すること困難であらうといふものをつかんだ数が十萬である、こゝういふことを申し上げたわけでありませう。

○土橋委員 そういたしますと、大學は出たけれどもといふ言葉が、かつて私は卒業當時ありましたが、一体政府はどの程度實際就職できない者を見込んでゐるか。政府の資料は政府が一番お持ちでありますので、今までのすべての状況から見ても、どの程度失業者が出るであらうといふことについて、御答弁願ひたいと思ひます。

○齋藤(邦)政府委員 本年度の學校卒業生につきましては、文部省その他教育行政廳とも目下打合せておりまして、詳細な統計は今のところ持合せておりませう。

○土橋委員 そういたしますと、昨日の御答弁では十萬といふことが速記録に載つておるはずであります。從來の職業安定所において取扱つたものから見ると十萬である、かように訂正

しなければならぬと思ひますのであります。國民には、十萬程度しか出ないという印象を、政府の答弁によつて與えておりますので、現実の数はやはり文部大臣なり關係責任者が説明されたいと思ひますが、われわれの見るところでは、學校の数を申し上げてもこれ約三萬の學校あるわけでありませうから、相當の失業者が出ることは明瞭であります。これに對してこの職業安定法の一部を改正する法律案においては、學生生徒の就職のあつていない、學校當局をブランチの状態に置いてやらせるものと、協力態勢によるものと、二通りあることを説明されました。ところが一般地方の教育職員も、行政整理という面において、人員の削減が現在各校において起つてゐるのであります。これは教員諸君が予想されておつた以上、苛酷に現在行われているのであります。こゝういふ際に學校長、あるいは學校教職員に對して、就職のあつてないを要請するやうなことは、きわめて苛酷な労働になるのではないかと、かように考えておるのであります。労働省のお見込みはどのやうな程度であるか、御説明願ひたいと思ひます。

○齋藤(邦)政府委員 前段のお尋ねの十萬の数は、私は最初から安定所においてつんだ数字であるといふことを申し上げておりました。初めから十萬が學生全部の未就職者の数だといふことは申し上げていないつもりであります。なお後段の學校の問題であります。これは御承知おきいたさすれば、御理解が容易かと存するのでありますけれども、御承知のように、専門學校あるいは大學等においては、學生

課というところ、現在でもあ
る程度やつておるわけでありまして、
この法律の改正によつて、むりな仕事
を学校にお願いしようというのではあ
りません。すなわち学校を安定所のプ
ランチにするという場合には、学校の
要請があつた場合、学校からやりたい
と頼まれたときに、その学校にお願い
しようというのでありますから、学校
が自主性を持つてゐるわけでありま
す。自分の学校の教員の能力の範囲内
において、やりたいという要請があつ
たときに、初めて二十五條の二の規定
が発動するわけでありまして、それか
ら学校が無料の職業紹介事業としてや
ろうというときには、今度は労働大臣に
届出をしてやることになるのでありま
す。これも私どもの方では、そういう
ことをやれという命令をするのではな
いのでありまして、学校の独自の判断
に基いて、こういうことをやる場合に
は、こういう手続になるというものを
書いてにすぎないのであります。従つ
て今御意見にありましたように、職員
不足の折柄、むりな仕事をやらすとい
うつもりはないのでありまして、学校
が自主的にこういうことをやりたいと
いう場合に、こういう手続にして簡易
にやつていただきたい、こういう意味
であるのでございます。

○土橋委員 ただいまの政府当局の説
明ならば、何もこういう法律をつくら
なくても、やりたいものはやるし、や
らないものはやりません。こういう法
律をおつくりになつて、学校当局に要
請して協力態勢を望まれるということ
は、各学校において、先生自身も自分
の教えた子供が早く就職して、安心の
道をたどるようにしたいというのが人

情の常であります。そういうような心
理状態と相マツチして、こういうよう
な法律がつくられたものと思ふのであ
ります。ただいまのような答弁で、や
りたいものはやれ、そういうものは協
力しようじゃないか、そういうものでは
ないはずであります。各校において
も、そういうような方法でやるのでは
ないかということが、この法律の精神
である。従つて今の御答弁では了解で
きない。そういうものであつたら、こ
ういふ法律をつくる必要はない。現行
の職業安定に関する法律で十分であ
ります。各校の状態において、そういう
態勢をとつてもらいたい、学校の教職
員においても、専門的な公共職業安定
所と連絡をとつてやるということま
で規定しておるわけでありまして、そ
ういふ点について、特に教員不足の折、
労働省ではどういふような方法を考
えておられるか。たとえば労働省の方
において一定の手当なり、あるいはそ
ういふものを支給する考えであるかど
うか、この点に対して御説明を願いた
いと思ひます。

○齋藤(邦)政府委員 土橋委員のお尋
ねであります。学生、生徒の職業紹
介については、御承知のように現行法
ですと、労働大臣の許可を一つ受けな
ければ、できないのであります。それ
も、学校の公共的な性質から申しまし
て、それから学生、生徒の職業紹介と
いうことが、將來だん／＼緊急な問題
になりますので、今回その手続を労働
大臣に届出をすることによつて簡単に
して行こう、こういう意味でありま
す。現行法の通りでやるということ
であります。労働大臣の許可を要する
という建前になるわけでございます。

そこを改正しようというのが、今回の
この改正の一部をなすわけではござい
ます。それからそれは別として学校が安
定所のプランチになるという点につ
いては、この法律の二十五條の三の何項
かにありますように、安定所におき
ましては、求人票、求職票の交付、そ
の地の財政的援助も、経済的な援助も
なし得る道を開いてありまして、求人
票、求職票、こういうものも交付いた
して参りたい、かように考えておるわ
けでございます。お説のように將來は
そういう学校の職員に手当てを出す、
これは一つの理想かとも存じておりま
すが、目下の國の財政からは、そこま
では今日のところは不可能であります
けれども、將來はお説の点十分研究
いたしまして、考究いたしたいと存ず
る次第でございます。

○土橋委員 それでは次に、身体障害者
者について職業補導を強化すると書い
てありますが、私の調べた範囲では勞
働省の職業補導に関する予算は一億七
千五百三十五万五千円であつたと思つ
ております。そういうような一億七千五
百三十五万五千円の前、全國の補導所
は四百あります。この四百の補導所に
対して、一／＼もちろん各公共團體から
も補助せられると思ひますが、そうい
う金額を加算いたしましても、四百の
職業補導所が今日一年間の予算として
考えられるものは、五十万程度であ
ろうかと思ひます。六十万にならな
いと思ひます。こういうような措置で、ど
ういふような補導教育をやらんと
する、御説明願ひたいと思ふのであ
ります。

問題であります。これは身体障害者
職業補導と一般の職業補導と両方入つ
ておるわけでありまして、これは御承知
のことと思ひます。一般の職業補導に
ついては大體補助率としては経常費は
三分の二を補助する、すなわち一般の職
業補導所の経費は一億六千万円程度で
ございまして、これは大體全國の三百箇
所の補導所でございまして、これに對し
まして経常費は三分の二の補助をす
る、施設費については二分の一を補助
する、こういう建前になつておりま
す。しかしながら現実の問題としては
三分の二と申しておりますけれども、
地方においてはこの職業補導にきわめ
て熱心でございまして、地元において
は三分の一以上の負担を出してあるよ
うな次第でございまして、身体障害者
については五箇所あるのでもございま
して、それは一千四百五十三円、約一
千五百万円が五箇所の分でございます。
すなわち一箇所三百万円程度が身体障
害者の分でございます。今日までのと
ころ、大體経常費あるいは施設費等は、
地方の非常な御援助を願つておりま
して、順調に進んでおるわけであり
ます。

○土橋委員 この前回は労働省に参つ
ていろ／＼調べたときにも、たしか全
國には四箇所あると聞いております。
これは大きな問題ではないですか、
一箇所くらいどうでもかまいません
が、要するに一億七千五百三十五万
円、全國で職業の補導を受ける者がど
れだけの数であるか、これはおもにど
ういふような補導を行おうとしてお
るか。授産とかいろ／＼ありましょ
う。そういうものについて概略説明し
ていただくと、この予算がどの程度の
比重と力を持つておるかということが

わかるのであります。これは二階から
目撃するような、あるいははつきりしな
い架空な予算ではならぬと思ひます。
労働省として職業補導なり、あるいは
職業紹介に対して本腰を入れた行政措
置をやらんとするならば、こういうわ
ずかな予算ではなりませんので、これ
は労働大臣の御努力と、さらに労働省
全員の努力がやはり閣議等に現れて
ない証拠を示すものであつて、私はそ
の内容について御答弁願ひたいと思
ふのであります。

○齋藤(邦)政府委員 職業補導施設
は、昨年度までは身体障害者の補導所
としては東京、大阪、福岡の三箇所
でありました。今年はさらに二箇所を増
設しようというところで、今年の予算で
は五箇所の身体障害補導所ということ
に相なつております。一般の職業補導
につきましてもいろ／＼な種目を行つ
ております。大體箇所といつたしまし
ては三百箇所の施設であります。補導
の種目といたしましては四百以上の種
目にわたっております。建築工あるいは
木工の補導所、あるいは附屬建築ある
いは機械、手工藝、食品加工、和洋
裁、事務といつたような職業補導を行
つております。それからお話の中に授
産を補導と御一緒のようにお話があ
りましたが、授産は補導と違ふのであ
りまして、これはいわゆる共同作業施設
といふことで、別に経営をいたしてお
ります。この分は別の失業対策事業費
の中に含まれておるわけでありま
す。

○土橋委員 そうすると私はけげんに
考えますが、ただいまそういう職業補
導をして、全然使ひ手がないという
状況であるのに、そういう職業補導で
十分でありましょか。今実務に携わ

つておる者で、わが党で考えると、全国一千万の失業者が出ると考えておるのに、あなたは補導をどういうところに持つて行くのであるか、その点をちよつと伺いたい。

○齋藤(邦)政府委員 職業補導の種目につきましては、毎年々々あるいは定期的に、労働市場の需要にマツチするように、補導の種目を選んで行くということが、一番大事なことであるのであります。従つて戦後においては、御承知のように木工、建築等が非常にたくさんで参つたわけであります。しかしながら現在の市場の需要から申しますと、そうした面においてはあまり必要がなくなつて参りました。そこで現段階におきましては木工、あるいは建築という方面の職業補導は、整理統合をして行く、こういう段階に相なつております。あるいはまた竹細工その他の手工業的なものでございまして、これは職業補導よりも、むしろ共同作業施設的なものでありますので、今回はこういうものも整理統合して行く。要するに将来の問題といたしましては、あくまでも労働市場の需要にマツチする種目を選んで行く、こういうことに進んでおるわけであります。失業がうんと出る際に、職業補導をいたしまして、就職が困難ではないだろつかというお尋ねであります。私どもは将来の伸び行く労働市場の需要というものを、にらみ合せて考えておるのであります。たとえば例を引いて申しますれば、最近においては自動車の修理工は非常に不足いたしております。そこでそういう方面に今年は力を入れてやつて参りたい、こういうように考えておるわけであります。

○土橋委員 それでは、これから各條項にわたつて御質問を申し上げます。私は大体精神がよくわかつておりますので、あえて質問したいとは思ひませうが、ただ三十條の規定をざらになつていただきたいと思います。三十條に「特別に訓練された補導員を置き、必要な資料を製作する」この必要な訓練をされておる補導員が、各職業補導所へ参るのでありますが、これは技術的な、今あなたが仰せになつたような、たとえば自動車産業とか、輸出産業について緊急な職業補導をする。そういう点は政府が時期を見、また産業の狀態を見て、そういう補導をするという御説明で、私は了解いたしました。補導員を派遣する場合に、とかくわれわれの見るところでは、労働省の一方的な考え方を補導員に教育する場合があるのではないか、こういう点を非常には懸念するわけであります。これははなはだ老練な方が、そういう点があるではないかと考えております。従つて補導員は、申すまでもなくその補導に關する技術の点について、權威ある、実際の就職に役に立つというような人が、たま／＼い／＼な關係で、そうではない諸君が、そういう職に選ばれて、そうして自分の失業を補うというやうな面も多々あるものであります。また政黨關係によつて、ある大きな政黨、あるいは権力のある政黨から、ぜひこれを入れてくれ、じやという人に入つてやつてもらおうかというやうなことも、ないとは限らないのであります。こういうことについて労働大臣は、どういふ職業を持つ訓練員を派遣し、どういふやうな方法でこの補導をするかと

いう点について、御答弁を願ひたい。○齋藤(邦)政府委員 第三十條のお尋ねの点でございますが、これはこの法律の改正の際に新たに入つた内容でございます。これは一名職場補導と申しておるのでございます。この職場補導は日本には今まであまりなかつたものでございまして、これは一種の職長教育であるのでございます。すなわち工場事業場の職長が、ふだん労働者を使ひますときの労働者の使ひ方、あるいは作業の仕方、そういうものについて職長を教育する。その職長の教える方を教育しようというのでございまして、すなわち政府はこの補導員を養成いたしました。その補導員が工場事業場の職長を集めまして、その職長が労働者を教えるわけでございます。すなわち職長が労働者を使ひますときに、やはり労働者をどういふふうに使つた方が一番能率を上げ得るだろうか、あるいは教える仕方にいたしまして、たとえば右から教えるよりも、左の方から教えた方がよいのじやないかというやうな、い／＼な教える方があるものであります。そういう職長が労働者を使つて、その労働力を十分有効に發揮させる。そのために指導をひとつやろう、こういうわけでございまして、これはイギリス、あるいはアメリカ等におきましてもトレーニング・イン・インダストリーといわれまして、非常に成績を収めておるものであります。日本におきましても、労働力を最も有効に發揮させるための一つの職長の教育、これをやろうというものが、この三十條の規定でありまして、これは普通の補導所のいわゆる補導と

いうものとは違つてございまして。○土橋委員 そういたしますと、非常に問題は重大だと私は思う。つまり労働條件に關係するもの、労働者諸君の能率が上るやうに、また工場側においても、十分な経営ができるやうな意味合いを含んで、どの技術から始めたらよいだらうか。どの仕事はどういふ手順で行くかというのを補導するのならば、きわめて人選が大切だろつと思ふのであります。と申しますのは、労働條件に關係すること、あるいは仕事の効率に關係すること、あるいは能率に關係する点まで補導していただくことは、われ／＼は考えていない。むしろ家を建てるにはどうしたらよい。この機械はどうやつて、どういふふうにと修繕すればいいか。この指導をなさるという人なら問題は無いのですが、そういうやうな労働條件に關すること、指示するやうな補導員ならば、人選なり派遣の方法については、われ／＼は特に問題があるの、そういう点については、たとえば特に進歩的な労働組合の育成にまで、容喙するやうな点も起つて来るのではないかと思います。職場規律等においても、自主的に労働組合はこういうやうな方法でやるということ、を、團體協約で結んでおるにかかわらず、労働省の役人の一方的な意図のもとに、大衆の作業能率の点に關して干渉を加えるというこゝになつて來れば、まず／＼われ／＼は遺憾でありますので、こういう点について、どういふ調査方法を考へて、どういふ者を派遣するか、その点を明確に答弁を願ひたいと思ひます。

○齋藤(邦)政府委員 この職場補導は、労働條件、そういう点のものに關するものではないのでございまして。すなわち職長が労働者に対して教えた方法、指導する技能、教える技能、それをこの職長によく教へて行くやうなものでございまして、労働條件に干渉しようとか、労働條件に關しやうという性質のものでは、全然ないのでございまして。次はこの間の質問で、ちよつとしかお答えがなくて、われ／＼よくわかりませんでした。が、三十二條の規定で、有料職業紹介に關する問題であります。現在は医師及び看護婦会があるだけという御説明でございまして、これにもやはり美術なり、演藝なり、あるいは工藝その他音楽、こういうものが中心であるのであります。こういうものには、はたしてどういふ有料職業紹介所があるか、例を一つ聞かしていただきたい。あるいは医師会なり、看護婦会なり、あるいは「その他特別の」と書いてございまして、この点を承りたいと思ひますので、この○齋藤(邦)政府委員 三十二條の但書の美術、音楽、演藝その他特別の技術を必要とする職業というやうなものにつきましては、この法律に基く施行規則がありまして、その例がずつと上つております。それを申し上げますと、美術家、音楽家、演藝家、科学者、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、看護婦、助産婦、すなわち國家試験によつてその資格が認定されておるやうな性質のもの、弁護士、弁理士、計理士、美容師等であるのでございまして。かくして今日まで許可いたしておりますものといひましては、大体において医事關係のもの、看護婦關係のもの、

演藝関係のもの、これには藝術家等も含まれており、またそうしたものが相当あるのをごさいます。

○土橋委員 続いて私は三十三條の二について質問申し上げたいが、ここにはこういう事項を提案せられております。大学及び高等学校以外の学校の長がその学校を卒業した者について行なう職業紹介は、その者がその学校を卒業した後六箇月以内の場合に限るものとする。こういう制限をなぜこしらえたか。これは教えられる生徒も、教える教職員諸君も、自分の子弟に六箇月しか職業紹介をやれぬということであつてはならないのであつて、やはり一年であらうと、一年半であらうと、その人がりつぱに職につくまでは、やはりめんどうを見る氣持があつて、お互ひにやつておるといふ必要があつて設けたい。この制度をどういふ必要があつて設けたか、こういう條文は撤回すべきである、かように考へております。政府の御答弁を願ひたい。

○齋藤(邦)政府委員 御承知のようにこの規定は、大体におきまして大学、専門学校程度の学校を、実は対象としておる規定でございます。二項等も関連して御説明申し上げますと、御理解願へると思ひますが、すなわち小学校、中学校程度の学校に、こういう仕事をし得るということにいたしますと、今日までのところ、きわめて弊害もあつたわけでございます。土橋委員あるいは御承知と思ひますが、繊維女工の募集につきましては、日本はきわめて苦しい経験をなめて参つておるのであります。繊維業界その他の方面の御意向によつて、学校がみずから遠隔地にそういうふうな募集を行うという

ことになりますると、弊害も出て参るということ、二項でその点も制限をいたしておるわけでございます。それから第一項の面におきましても、もとからそういう小学校、中学校を予定をいたしておりません。さらにまた御承知のように、小学校、中学校でありまして、下からやはりまた上の学校に参るといふことであるので、最終学校の方はできるだけ長くやつていたでいて、下の方は制限をして行くというのが一番適當じゃないか、こういう趣旨で六箇月という規定もでき、それから中学、小学校につきましては、遠隔地の紹介はこれを行うことができないというふうに限定した次第でございます。

○土橋委員 いろいろ聞きたい点はたくさんありますが、次は労災法について質問をいたしたいと思ひます。その前に大臣に、ただいまの一億七千五百三十四万五千円の予算をもつとふやう、こういう予算ではなくして、労働大臣としては將來どういふような考へでもつとふやうか、どうしてこの職業安定の内容を拡充するかの御所見を承つて、次の質問に移りたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 それらの主管の事業について、なお予算がほしいというの、各大臣ともこの予算のもとにおきましては、痛切に感じておることと思ひます。特に労働省におきましては、御指摘のように、労働問題の重要性、ことに失業問題の重要性という点から、予算につきましては深い関心を持つておるのであります。すでに通過したところのあの予算に對しまして労働大臣、また労働省の努力が足りなかつたのじやないかという御指摘もありましたけれども、その点の認識は、これは認識の相違といひまして、できるだけのことはいしたしたのであります。將來にわたつての努力はという御質問でありますならば、これは極力努力いたしますし、また以前からしばしば繰返して申し上げておりますように、特に失業対策に關する經費につきましては、特殊の考慮をも拂う、今の職業補導の問題は、失業対策に直接的なものだけでなくして、關係のある部門でもありますけれども、これにつきましても、十分の考慮を拂うつもりであります。ことをお答え申し上げます。

○土橋委員 今度の労働者災害補償保険法の問題でありますが、この点について私はこまかい基本的な態度を聞きたいと思ひます。適用業務の範囲を擴張した、こういうのが第一点の本案の提案の理由になつておりますが、これはまことにけつこうだと思ひます。私は参考書類がないので、ゆづりも一應考へて見たのですが、ここに施行規則にあるかと思ひますが、どこにも、化学製品、あるいは科学研究、病院、沖仲仕といふものの業務の範囲が、はたしてこの中に入つておるかどうか、これは非常に問題だらうと思ひますが、こういう範圍にも災害補償の保険法が適用されておるかどうか、こういう点についてちよつとお聞きしたいと思ひます。もう一回言ひますと、化学工業に參画するもの、傳染病院、あるいは細菌化学を行う従業員、あるいは化学製品、原子爆弾とか、ベスト研究とか、あるいは沖仲仕といふものについてあるかどうか、ちよつとお聞きしたい。

○池邊説明員 私からお答えを申し上げます。ただいま土橋委員から御質問になりました件につきましては、現在の労働者災害補償保険法施行規則の三條に、そういうような危険業務と考へられるようなものは、全部指定してございます。

○土橋委員 それならば次は保険料算定の基礎であります。これは両三日來失業保険でも問題になつておるが、あらゆる労働者がらうところの俸給及び諸手当の三箇月を越えるもの、そういうものがすべて保険料算定の基準になつております。今度災害にかかり、災害保険の該当事者になつたという場合には、保険金支給額においても、同じように全収入を基準として見積られて、保険金支拂の額になつておるかどうか、この点をお聞きしたいと存じます。

○池邊説明員 保険の原則から申し上げますと、保険料の基礎になるところの賃金ベースをそのまま支拂いの方にやるというので、純然たる保険の原理だと考へるものであります。その点については一應の御説とかがえるものであります。ただ労働保険そのものは、御承知のように基準法で規定されたところの使用上の災害補償の義務、つまり労働者が負傷、疾病にかつたような場合には、基準法上では、これらの労働者に対して災害補償をしなくちゃいかぬことになつております。ところが現在の経済情勢におきまして、あの基準法に規定されたところの災害補償を完全に施行するためには、大きな産業ならいざ知らず、小さい産業につきましては、おそらく三十万円、四十万円、あるいは場合によりましては五十万円、といったような大金を支拂うことになつて、産業自身を破滅せしめるような結果にもなる。そうして見ると、せつかく基準法で、そういう負傷、疾病を受けた労働者の災害補償を受けるところの権利を規定したことが、実は絵に書いたもちに終つてしまふ。こういう意味で、一つは産業自身の一定の積金によつて、安心して事業を続けられる。同時にまたその半面、労働者が災害の場合、補償を受けるところの権利が、いつでも守られて行く、こういうような二つの理由で、労働保険というものが制定せられたわけでございます。御承知のように十二條がありまして、臨時に支拂われるもの、あるいはまた三箇月を越える期間に支拂われるような賃金というものは、災害補償の場合の平均賃金の中には含まれていないのでございまして。そうすると、土橋さんがまだ道なお考へをお持ちかもしれませんが、それはとるときの保険のベースを、なぜそういうものを除いたものでとらないかというようなお考へにもなろうかと思ふのであります。これにつきましては御承知のように、この保険は保険料をとるのは事業主からとる。そうして拂うのは労働者に対してなんです、そのとるものは、労働者の災害補償を満たすだけのものをとればよいのだ、こういうことになつて來まして、ある一つの産業に、災害補償として充當し得る程度のものをベースとしてとればよい。こういうことになりまして、勢いその産業で支拂うところの賃金総額によつてとることが、最も簡便であります。なおこれにまた、三箇月を越えるものを從來は除いておつたのであります。實際問題とい

しまして、この三箇月を越える期間に支拂うところの賃金なるものは、ある場合においては労働組合の攻勢によつて、使用者はただ今までの賃金の足りないところを補給するのではなく、むしろこれは一時越冬資金だとか、いろいろな名目をつけて出す、こういうことによりまして、大きな産業においては、そうした労働攻勢によつて賃金の補給金として渡すようなものは、一時的なものとして保険料算定の基礎となる賃金から除くわけで、一方小さい産業においては次々にそういうものが含まれて行く。こういうことになると、負担の面において非常にアンバランスを生ずる。こういった意味において、今回保険料をとる場合には、労働の対価として支拂われた一切のものに對してとる。そのかわりに基準法のそのまゝを拂ひ、こういうふうになつておきます。

○土橋委員 ただいまの御答弁で政府は語るに落ちたと思う。それは労働基準監督に從つて、的確に各業者の機械設備、あるいは機械の中身、あるいは工場の設備の点検を嚴重にするならば、災害は起らなかつたであらうという場合もあるし、また意識的に工場主が、たとえば東京都西多摩郡の日本セメント西多摩工場の例を引いて見ますと、直径一間半もあるような釜、しかも長さ四メートル、ないし五メートル、こういう釜が回轉してセメントを焼くのでありますが、ところがこの釜は十五年程度の延命数しか持つていないことが科学的にも立証され、あらゆる面からいわれておるのであります。ところが今日二十四年ないし二十五年使つておる。そうしてかま

に亀裂を生じたというような場合に、労働基準監督署がこれを十分監督して、業者に對してもつと前に、こういう釜をいつまでもやつてはいかぬではないか、とりかへなさい。こういうことを言う責任が國家にある。ところが業者の方でも、監督官もこれをやらないで、水をぶつけてはやつてしまつて、うして中のれんががとれてしまつて、側はだか熱くなつて、まつ赤になつて来ると、水をぶつけてはどん／＼回轉させておる。こういう情勢を監督官も、企業家も、資本家も容認しながら、それによつて起る災害は、労働者の犠牲と負担においてこれがまかなわれるような傾向を來すわけでありまゝ。従つてこういうことを考えた場合に、政府のそういう監督行政が適切でないために起つて來る機械なり、設備なり、階段なりあるいは天井なり、通風なり、あらゆるものについて、三年、四年について一回しか監督ができな

いというふうな機構を持ちながら、これは政府の全責任においての監督行政が適切であれば、そういう災害は十分予防ができるのである。私が言いたいことは、労働者諸君の不注意と過失によつて災害をこうむる場合はごく少いのであつて、國家が善導し、國家が監督行政を適切にし、なお資本家側の諸君がもうけることばかり、ふんだくることばかりやつてないで、もつと正しく機械の延命数、あるいはその機械作業能率全体を考へて、これはただちに直さなければならぬ。そういう良心的な資本家諸君は、日本では寥々たるものであると思ふのであります。こういう事態について、労働省がこの災害補償保険法を制定するにあつて、

今春日委員からも御指摘があつたように、これを單なる一般民間における保険法の原則に從つて、いわゆる保険加入者の共同防衛のためにやるといふのではなくして、やはり災害補償保険でも、失業對策に關する保険でも、これは國家がもつと強く労働者階級諸君のために、大きく保険額のわくを越えて、保険の原則を越えて、國家、資本家の全額負担によつて、労働者の救済をするという措置が講ぜられるべきである。もしこれを普通の養老保険とか、あるいは人の保険とか、物の保険のような考え方では、保険の範囲内において、保険経済なり、保険の経理能力の範囲において考へるならば、こういう保険はやらない方がよろしい。従つて私はそういう意味から、この労働者がこうむるであろうところの災害については、むしろ労働者の過失なり、不注意といふものよりは、資本家の諸君が適切なる階段の設備をしないとか、あるいはさすべふようなものについて、十分なゴムを敷かないとか、そういうことから起るので、機械の設備について十分な機械の延命数、事務量、あるいは生産高等によつて、これを逐次やるように、國家が嚴重なる監督行政を行ななければならぬと同時に、資本家諸君がこういう災害補償費を出すということ自身は、資本家諸君の恥である。これは日本の産業状態がいかに幼稚であるか、いかに資本家諸君がもうけるために一切の労働者を犠牲にしておるかという証左でありまして、それがこの労働者災害補償保険法が出た根本的な原因である。従つてこういうものがなないようにする措置を、労働省において考へておるかどうか、この点を明確に御答弁願ひたいと思ふのであります。

○池邊説明員 お説の通りでございます。かつて労働省が設置されました場合に、労災保険法を他の社会保険から分離した理由も、実にただいま土橋委員から申されましたところにあるのではないかとと思つております。御承知のようにわれ／＼自身といたしましても、現在災害補償の保障の仕事をやつておりますが、しかしそのほんとうの目的は、むしろ災害補償をするというのではなくして、こういうような不幸事なるべく事前に、積極的に防止するところにあるのだ、つまり不幸にして一たび災害が起つたときには、そうした所に監督行政も合せて推進し、將來さうな災害が再びその事業なり、あるいは工場なりに起らないようにするといふことが、労災保険法が基準監督行政の主管官廳である基準局關係に所管されたほんとうの理由であると思ふのであります。將來、申されました点につきましては、われ／＼も十二分に事前の積極的な方途を、同時にまた不幸にして万一災害が起つた場合については、予後の災害補償について、十分にいたしたいと思つております。

○春日委員 ただいまの御答弁非常にけつこうでありますけれども、この労働保険のできる以前、健康保険で全部扱つておつたところは、私も工場におつたけれども、大体自分で腹痛を起したという場合には、六割しかくれない。しかし工場だけがをしたというときには、健康保険で六割くられて、あとの四割は会社で補助する。いわゆる公傷という場合には、傷ついた日から全額給與を補償するというところに、私も

はやられて來ておる。ところがこの労働保険を見ますと、それが六〇%というところになつておる。現在の賃金でも六〇%ということでは非常に生活に苦しいために、たとえば肺病というやうな問題でも、最近では東京にも神奈川縣にも肺病が非常に起つておりますけれども、みす／＼お前さんは一期だ、二期だと言われても、それでは休んでなおせと言つたところで、六割ではどうもしたかたがない、一期や二期なら、何とかむりをすれば働けるからというので、働いてしまつて、どうにもならぬことになつてから、打切り手当をもらつて死んでしまふ。こういうことになつておる。これは私非常に不当だと思ふ。以前でもすでに公傷の場合には、一〇〇%をもらつておつたのである。これを一〇〇%にする考へがあるかどうか、この点お伺ひいたします。

○池邊説明員 前にも申しましたように、労災法は現行の基準法の災害補償の最低の線を裏打ちしているといふやうなものでございまして、これを、申されましたように、百分の六十から百分の百といふところにいたすやうな考へはないわけでありまして、ただ補足的に申し上げますと、われ／＼といったしましては、災害が起つたやうな場合に、その労働者に対して百分の六十をやる、しかしながらその百分の六十の四十とか、場合によつたらそれ以上のものは、これは使用者が労働者の協約においてやり得る問題ではなからうか、かように考へておられて、災害が起つた場合には百分の六十でなくしてはならぬという規定になつております。その点は對労働組合と使用者との關係において、議せられる問題では

なからうかと思ひます。

○春日委員 百分の六十は、別にそれ以上資本家から出させてもいいのだというお話ですけれども、大体こういう法律で百分の六十とすると、その最低が最高になつてしまふというのが日本の普通の状態です。だからやはり法律に百分の百というようにすべきではないかという点を、私はお伺ひしてゐるわけです。

○池邊説明員 その点につきまして、基準法の問題も同時に關連することだと思ふので、労災保険法のみについて考へるといふことにはならぬと思ひます。

○土橋委員 ただいまの説明で非常に私は意を強うしたわけでありまして、將來は民間における態度をできる限りそういう方向に、労働基準監督と並行して——これは保険額のいろいろの説明もあるけれども、國家保險としては、十分措置をしなければならぬ。そういう方向に發展しなければならぬ。こういう御答弁であつたようにに私聞きましたが、まことにけつこうだと思ふのであります。ぜひともそういう方向へ、この失業保險なり、災害保險というものは、行くべきだと私も考へておるのであります。

次は條文に關してちよつとお聞きしたいのでありますが、第十八條の規定を見ますと、こういう規定が書いてあるのではありません。「その納付を怠つた期間中に生じた事故に対する保險給付の全部又は一部を支給しないことができる。」という規定がありますが、この規定は、一体これによつて直接被害をこうむる者はだれでありましようか。この点をお聞きしたいと思ひます。

○池邊説明員 第十八條の御質問かと考へますが、これは懲罰的な考へ方ではないのであります。万一その滞り納しておるところの使用者において、基準法に定められたところの補償が履行できなかったような場合において、もちろん政府においては補償費を支拂うわけでございます。實際迷惑をこうむる者は労働者でありますから、この場合は立ちどころに基準法上の災害補償はいたすわけでありまして、

○土橋委員 そうしますと、この規定はむしろ抹殺すべきではないかと思ふのであります。これは私昨晚も見たのであります。一体直接被害をこうむつておる者は労働者であり、しかも災害補償保險金をもらふものは当然労働者であるわけでありまして、にもかかわらず、こういうような規定があつて、資本家の諸君がもし自分の経済不意のため、あるいはたまたまのようなどき金の運配、欠配が行われているときには、こういう金を政府から頂戴しても、あるいは金が自分のふところにあつても、これは手続上の不備であるとか、また手元になつていないやうなことでやらない、直接被害をこうむるものは労働者であります。従つてこの規定を設けるならば、この規定の中間的な措置が、この規定のうちに織り込まれていなければ、効果がないのであります。あなたが認められておるやうに、直接被害をこうむるのものは労働者でありますので、労働者に対して國家が拂つた金が、ただちに渡るやうな措置が講ぜられる規定が、なければならぬと考へます。

○池邊説明員 ただいまの私の御説明は多少まずかつた点があつて御理解が十分にしていただけたかと思ふのであります。労働者が業務災害をこうむる、そういう場合につきましても、今までは、今までは、立ちどころに基準監督官が災害補償の催告を使用者にするわけですが、何日以内に、基準法上の災害補償の義務を果せということに命ずるわけでありまして、そうして万が一その期間中に支拂わなかつたやうな場合には、同時にまたその場合におきまして、使用者においてどうしても、出さだけの金がないということになりまして、これは滞納してございまして、政府自身から災害補償をする、こういうことになつておられますから、現実の問題におきまして、労働者がもらへなかつたやうなことは、今までのことをしたこともございせん。

○土橋委員 それでは大体これでこの質問は終わりますが、次に労働大臣に伺います。今までの政府の御答弁によりまして、一體労働者災害補償保險法は、國家並びに資本家側の全額負担にすると、この補償制度でなければならぬといふことは、大體理論的にも、政府説明の方向についても、わかつたのであります。將來はこういう方向について、さういふ國家の予算を見積る、あるいは資本家側の諸君に、さういふ要請をする意思を労働大臣は持つておるかどうか。あるいはこのままで、やはり労働者諸君がすべての災害に対する負担もやつて、災害補償といふものは多少まずかつた点があつて御理解が

十分にしていただけたかと思ふのであります。労働者が業務災害をこうむる、そういう場合につきましても、今までは、今までは、立ちどころに基準監督官が災害補償の催告を使用者にするわけですが、何日以内に、基準法上の災害補償の義務を果せということに命ずるわけでありまして、そうして万が一その期間中に支拂わなかつたやうな場合には、同時にまたその場合におきまして、使用者においてどうしても、出さだけの金がないということになりまして、これは滞納してございまして、政府自身から災害補償をする、こういうことになつておられますから、現実の問題におきまして、労働者がもらへなかつたやうなことは、今までのことをしたこともございせん。

○土橋委員 それでは大体これでこの質問は終わりますが、次に労働大臣に伺います。今までの政府の御答弁によりまして、一體労働者災害補償保險法は、國家並びに資本家側の全額負担にすると、この補償制度でなければならぬといふことは、大體理論的にも、政府説明の方向についても、わかつたのであります。將來はこういう方向について、さういふ國家の予算を見積る、あるいは資本家側の諸君に、さういふ要請をする意思を労働大臣は持つておるかどうか。あるいはこのままで、やはり労働者諸君がすべての災害に対する負担もやつて、災害補償といふものは多少まずかつた点があつて御理解が

か、明確な御答弁を願ひたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 御質問の意味は、あるいはあえて災害補償とか、失業保險とかいふものだけに限らず、廣い意味における各種のさういふものを總合した、一つの社會保障の制度をさしての御質問であつたのかも、とれますけれども、さうでありましたならば、簡明率直にお答えいたします。國力の許す限りは、資本主義生産の國においてであつて、ただイギリスのやうなああいう段階にまで、日本の現状においてやつて行けるかどうかという問題につきましては、深い現実に対する段階的な考慮が拂ふべきであると思ひますが、方向としてはその方向が間違いないのだと考へておられます。

○土橋委員 大體民主自由黨は、その字の示す通り、民主的の自由な政策をやるのが本質だと思ひます。ところがその民自黨の労働大臣から、この労働者災害に關する問題、失業に關する問題については、イギリスの例もあるし、さういふ例から勘案して、やはり國家、資本家の全額負担の方向にある、さういふ御説明であつたやうであります。私が、私は鈴木労働大臣として、在職中にさういふ正しい主張を閣議にかけ、あるいは法律を制定して行ふ意思があるかどうか。さういふ御趣旨であるならば、またわれ／＼も鈴木労働大臣の所見については、見直しをしなければならぬのであります。ぜひとも御高見を承りたい、かやうに考へておられます。

○鈴木國務大臣 ただいまの法案そのものには、最終的には關係があるかも

しませんが、直接には關係のないやうな御質問でありまして、ちよつと私の方でもまづついたのであります。それは私自身の政治力と申しますが、それよりは社會情勢の進歩と、それから民主自由黨の現在の内閣が、土橋さんの御指摘になりましたやうな社會性を深く身につけて、良心的に政治を進めて行くかどうかという問題にかかつて來るのであります。民主自由黨もまた決して保守反動ではないのであります。その考へには決して反対の余地は持つておらないといふことを申し上げます。

○土橋委員 ただいまの御答弁を聞きまして、民主自由黨の政策を御発表になつたやうであります。私は鈴木労働大臣として、さういふやうな國家及び資本家側の全額負担による、補償制度を確立する意思を持つておるかどうか、さういふことを來るべき國會においても、本國會においてもやる意思があるかどうかという点をお聞きしております。大體ただいまの答弁であつたの心中はよくわかりましたので、御答弁はいりません。

○土橋委員 ただいまの御答弁を聞きまして、民主自由黨の政策を御発表になつたやうであります。私は鈴木労働大臣として、さういふやうな國家及び資本家側の全額負担による、補償制度を確立する意思を持つておるかどうか、さういふことを來るべき國會においても、本國會においてもやる意思があるかどうかという点をお聞きしております。大體ただいまの答弁であつたの心中はよくわかりましたので、御答弁はいりません。

○土橋委員 ただいまの御答弁を聞きまして、民主自由黨の政策を御発表になつたやうであります。私は鈴木労働大臣として、さういふやうな國家及び資本家側の全額負担による、補償制度を確立する意思を持つておるかどうか、さういふことを來るべき國會においても、本國會においてもやる意思があるかどうかという点をお聞きしております。大體ただいまの答弁であつたの心中はよくわかりましたので、御答弁はいりません。

○土橋委員 ただいまの御答弁を聞きまして、民主自由黨の政策を御発表になつたやうであります。私は鈴木労働大臣として、さういふやうな國家及び資本家側の全額負担による、補償制度を確立する意思を持つておるかどうか、さういふことを來るべき國會においても、本國會においてもやる意思があるかどうかという点をお聞きしております。大體ただいまの答弁であつたの心中はよくわかりましたので、御答弁はいりません。

○土橋委員 ただいまの御答弁を聞きまして、民主自由黨の政策を御発表になつたやうであります。私は鈴木労働大臣として、さういふやうな國家及び資本家側の全額負担による、補償制度を確立する意思を持つておるかどうか、さういふことを來るべき國會においても、本國會においてもやる意思があるかどうかという点をお聞きしております。大體ただいまの答弁であつたの心中はよくわかりましたので、御答弁はいりません。

すが、これは約八千万円程度であります。約四百箇所でありまして、共同作業施設四十万と計算して、その半額約二十万、これを補助したい、かように考えておる次第であります。

○土橋委員 私のお聞きしたのは予算は七千七百万、私の方がよく知つてゐる。それでこの予算では十分であるわけだ。今あなたの仰せになつたやうなことでなく、これに對してはどういう事業種目のものについて共同作業をするのか、將來これに對して労働省はどういうふうな予算をもつて共同作業を促進するかということについてのお考えをお聞きしたいと思います。

○齋藤(邦)政府委員 共同作業施設の種目につきましては種々さまざまなかへであります。洋和裁の職業指導、手藝的なもの、今全部の資料を持つて参つておりませんので、手元の数字が見つかれば、さういふ種々さまざまの種目を行つておるわけでありまして、大体におきまして私どもの方は、経常費についての二分の一の補助、こういうつもりで考えておる次第であります。

○土橋委員 そう簡単にあなたは御答弁になりますか、これは労働省の失業保険と失業対策に關する部分において、重要な部分を占めておるのであります。これは政府の説明でも、特に項目をわけまして、共同作業については七千七百万円の予算として出ているので、労働省の職業安定に關する事業としては、非常に重大なる業務になつておるわけでありまして、ところで今私が申し上げたい点は、どんな失業業者が出る、そうして公共職業安定所にお

いても紹介をするし、あるいは補導もする、同時に共同作業によつて——この間私が緊急失業対策法案について御質問申し上げたように、あなたも御承知でしょうが、共同作業施設というものをあらゆる方面から強化しなければならぬ、ということ、政府の御説明にもあつたと思ひます。ところが予算は七千七百万円のきわめてわずかなもので、しかも四百の補導所においてこれをやる。これでどういふ仕事ができるか、もつと労働省としてはたゞさんの予算を持つてやらなければならぬ、緊急失業、都市失業対策の次に属しているこの部分について、どういふ熱意と方法をもつてやつたか、さういふことを聞いておるのであります。

○齋藤(邦)政府委員 現在の予算の七千七百八十八万四千円というものは失業対策費の例の八億円の中に入つておるのであります。現在は四百箇所あります。しかしながら先般大臣からいろいろお話がありましたように、將來失業が深刻になりますれば、当然こうした共同作業施設も拡充して参りたい、かように私どもも考えております。

○土橋委員 それは大体御答弁がありましたので、最後にさう質問したところとが、二箇所ばかり落ちたところがありますので、もう一回伺つておきたいのであります。大體政府の緊急失業対策法案の中身としては、公共事業費の五百十八億の間に、八億八千八百八十八万四千円をこの予算の中核として行くといふ御説明があつたのであります。ところで今私が問題になるのは、私が特にお聞きしたい点は、労働省としてこれだけの予

算では十分であるから、さらに何分の予算をとりたい、こゝういふ御意見であつたが、明確に本日は、来るべき臨時國會におきまして、労働大臣はこの緊急失業対策法案そのものの完全実施のため、労働省の失業対策事業を拡充するために、どういふ腹案を持つておられるか、どういふ御所見を持つておられるか、ということ、もう一度聞いておきたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 緊急的な失業対策事業の事業種別の骨格的な支出につきましては、すでに各政府委員、説明員から、また私からもお話申し上げた通りであります。しかし土橋委員の御質問の中心は、厳密に予算を將來の問題として、もつとだけとつて、どのくらいの規模でやるかという御質問だと思ひます。この点について明確にお答えしたいと思ひますが、何十億とか、あるいは何百億といふやうな計画は、今は御説明申し上げる段階に至つておりません。

ただ概括的に申し上げますれば、かつてこの予算の以前に組まれた予算、政府が組んだ予算といふものは御承知の通りであります。あれから想像していただきたいと思ひます。

○土橋委員 もう一点で終ります。さういたしますと、ただいまのこの予定によりまして、政府が発表しておるところでは、都市においての労働者あるいは官吏、会社員、さういふ諸君の失業されるものが、毎日大体一万四千人救済できると言つておるのであります。さうして地方において救済できるものが大体六千人といふことを言つております。合計いたしましたも大体二万程度しか、この予算では毎日できないわけでありまして、ところが現実には、われ／＼が指摘しておりますように現在潜在的な失業者、引揚者、さらに行政整理、企業整備による失業者は一千万以上になると思ふのであります。さういふやうな人間を日々二万程度の救済では不都合でありますので、今大臣のお話によると、六千五百億程度の予算を組んだときのあの失業対策で行く、さういふお話であります。あれはたしか百五十億とか二百億の予定を組んでおつたように私は記憶するのですが、この点についてもう一回御所見を伺つておきたいと思ひます。

〔角田委員長代理退席、委員長着席〕

○鈴木國務大臣 必ずしも当時の予算に膠着するといふ考えではありません。もつと多いかも、少いかもしれませんが、今明確に私どもの腹案と申し上げます。現在の計画に沿つての数字を申し上げられないので、一つの考えとして思い起していただきたい、こゝう言つたのであります。もう一度念のために申し上げますと、そのときのあの数字の中には、相当多くの失業保険費といふものも、明細はまだついておりません。入つておつたと思ひます。失業保険関係のものは、場合によつては予算に組まなくてもいいのであります。こゝちでもつて予算の必要な部分は、民間の積み立てたこの保険経理の基礎さえあれば——政府は二十億四億現在組んでおりますが、それは予算に組まなくても、義務費として何らかの形で予算に追加してもさしつかえないし、また義務費として当然支拂わなければならない。あのと

きの最初の政府のつくつた予算の中には、相當の失業保険の方への國庫負担費も入つておつたと思ひますけれども、いずれにしても、大體あつたやうな考えで出されたといふことだけは、この際申し上げておきます。

○土橋委員 これで終ります。これは日本共産党のみならず、各党の方でも御了解願ひたいと私は思つております。ただいま申し上げた緊急失業対策法案の原案、それから職業安定法の一部を改正する法律案と失業保険とありますが、この両案を見ましても、労働省の力不足が、このやうなまじめな予算でこれを通さんとする態度は、逆を考へてみますると、これは失業に對するところの一般労働階級なり、人民大衆に對するこゝういふ法律もつくつた、ああいう法律もつくつた、こゝういふ処置もしましたといふやうな申訳的な法律のやうに考えられるのであります。従つてわれ／＼は、これは各党といわす、全力をあげて来るべき國會におきましても、十分の予算を政府からいただいてこれをやる、こゝういふことを私はつけ加えて、さういふ意見を十分委員各位において御了解になつて、この法案についてはある程度終りを告げるやうな方法をとつたらいいのではないかと。これは民主自由黨の方といへども、たくさん予算をとつて、失業救済あるいは労働者の補導安定のために盡されんことを要望して、私の質問を打ち切る次第であります。

○倉石委員長 石野久男君。

○石野委員 私はさう／＼と各法案につきまして大臣及び政府委員にお尋ねしたいと思ひます。

まず総括的な問題につきまして伺います。今土橋さんも盛んに言つておられます。失業対策に對しますところの國家予算、今度組まれたところの予算というものは非常に少ないものであつて、これではとても今日の情勢における失業救済の本来の目的は達せられないだらうという、辛辣な御批判があつたわけでありまして。この法案の失業対策につきましても、政府の考え方の基本になる大臣のお話によりますると、今度の予算から失業者としてほうり出される人員は、大体百二十万ないし百七十万、こういうふうに言つておる。これについて予算が組まれたという御意見だと思ひます。それでもなお少いのに、昨日の閣議の決定だといつて報告されておるところによりますると、われわれの知つておるところによれば、爲替レートの三百六十円の決定がありまして、後においていゆる輸入補給金の不足額が約百五十億出る。そこからは當然いゆる面に影響が来るわけでございます。そこから来るところのいゆる各企業の打撃というものは、必然的にわれわれの予想しておつた、政府が予想しておつた以上に、またそこへ失業が出来るのではないか、こういうふうには思ひます。現在の予算でもなお不足しておるのに、そういう面から新たな條件として、この失業問題について考えなければならぬ。段階に來ておると思つて、そういう予算からするところの失業対策費というもののついて、労働大臣は特にこの際新しい要求を、この予算の中で操作することを考へていないか、というふうなことをお尋ねしたい。それについては、特に閣議決定の線によりま

と、この不足しておるものは、國內の各企業におけるところの合理化を強化せしむることによつて、生産費の低下を行つたということも言われ、またこの事態は結局失業を相当大きく意味しておると思ひます。なお地面におきますと、輸入補給金八百三十三億のわくの中において、主食に對するところの補給金の増額は操作するのであるといふことを言われておられます。そうすると、これは當然他の部門に影響して來るわけでありまして、それだけほかの補給金関係が縮まつて來るのだといふふうにも考へられます。これが一般のいゆる企業の経営の上において、影響して來ることが多いといふふうにも考へられますので、必然的にこの問題についての、政府の失業対策に對する新しい考え方を、ここで出していただくかなければ、一層失業対策費というものが、比例的に少くなつて行くのではないかと思ひますが、大臣の所見いかがでありますか。

○鈴木國務大臣 新しい爲替レートの率が三十四高くなつた、それを中心として補給金の問題その他の問題、確かに一應検討されました。ただこの予算内の操作という問題は、一應のわくといひます。根本的の考え方が決定されたのであつて、それらの實際上の運営につきましても、さらに大藏當局が検討しておるわけでありまして。従つてどれだけ——たとえば第二次製品のところでは吸収できず、万一第三次製品のところでは吸収できず、一そのしを寄せないといふ方針であります。その寄つて來るかどうかの個々の検討については、なお相當の時間をかけて綿密な計算をしなければ明確にわかつておりません。従ひまして私から決定的のこれに對應する労働行政、たとえば失業対策の問題といふものをお答へするには、まだやや困難な段階にありまして。今のところでは、ただちにこれに應じて予算的措置、あるいは失業の問題に、すぐに訂正した考え方をもちつて、この國會の会期中にも臨んで行く、きようあす中にも皆さんに提起して臨んで行くといふ域に至つておりません。しかし相當の影響があることはもちろん考へられますけれども、これは爲替の議論、経済論をやるわけではありませんが、必ずしも企業が縮小する面だけではないのでありまして、反対に輸出関係、特に輸出を中心とするところの國民經濟振興の問題が、現在一番中心の考え方である以上、輸出関係におきましては、逆にやや樂になつて來る企業もあるといふ面もありますので、かれこれ総合したところの結論は、もうしばらく待つていただきたいと思ひます。

○石野委員 ただいまの御説によりますと、政府としてはこの問題について、非常に無責任であるといふふうには私は考へる。もうすでに爲替レートは設定されております。このことによつて、これに關連するところの各企業が非常に大きな影響を受けて來ておる。逆に輸出産業において、相當に樂觀的な面もあるといふことは、私も承知しておりますけれども、しかし輸出産業それ自体におきましても、やはり企業内におけるところの合理化は、必然的に行われるものだとは考へます。そういう点から考へまして、その面における失業者の吸収率といふものは、そ

う大きく期待できないのではないかと考へる。ことに資金の面などを考へますと、そういうことを痛感する。従つてこの問題は、ただこの会期中に、まだ具體的な問題についての方策を、議員諸公にお話する段階になつていないといふようなことではない。私は大藏當局が、具體的な問題で精細な計算を出すといふことは、あつてもいいけれども、労働大臣として、特に失業行政、失業に對する一つの労働行政といふものを持つて行く立場としての考へ方が、もつと積極的に出てもらわなかつたならば、ほんとうの意味における失業救済といふことが、できないのではないかと考へます。この点について労働大臣としての御意見、どういふような考え方で行かれるかといふことを、あらためてひとつ聞きたい。

○鈴木國務大臣 先ほどから申し上げます。この問題につきましては、個々的には大藏省、安本とも検討しております。ただ双方の見解は、昨日閣議の決定として發表された、ああいう大

○石野委員 それでは私各法案につきまして簡単に尋ねたいと思つてござい

○齋藤(邦)政府委員 メモランダムで出しましたのは、日本公共企業計画原則、お手元にお配りしてございます。資料にある通りでございます。このメモランダムで初めて日本において昭和二十一年度から行われて参りました公共事業を、今回はいゆる法律でいう公共事業と失業対策事業の二つにわけ、その内容を規定しよう、こういう

わけでございます。すなわちこの緊急失業対策法にありまする公共事業、失業対策事業、この二つをひつくるめて、これはひつくるめた意味の公共事業、これがモランダムに出ておりまする公共事業、こういうわけでありま

○石野委員 そうしますと、失業対策ということ自体も、このモランダムに連関性を持つておるといふうに了解いたしました。その内容は、当然この公共事業計画原則というものの趣旨に、沿わなければならぬのだという

○齋藤(邦)政府委員 その通りでございます。

○石野委員 そうしますと、まずこの緊急失業対策法案の第二條の規定でございするが、いわゆる失業者に就業の機会を與えることを主たる目的としておる。もちろんこには「主たる目的として」と書いてあるのでござい

ということについての考え方は、どのようにお考えになつておりますか。

○齋藤(邦)政府委員 從來経済安定本部で一括して所轄して参りました公共事業には、いわゆるこの法律でいう建設的な公共事業と、それから第二條第一項にありまするような、失業者に就業の機会を與えることを主たる目的としてやつておるところの失業対策事業と、二つあつたわけでありま。それを、現下の失業の情勢に対処いたしま

の定義をしよう。こういう意味であります。しかしながら、さればと申しましても、失業対策事業は、何ら経済的に無価値なものであつてもいいということにはならないのでありまして、第二章の失業対策事業の中にありま

○石野委員 そういたしますと、第四條の「左の各号のすべてに該当する事業でなければならない」という五つの項目の中には、ほとんどこの経済の興隆に寄與するといふようなこと

す。私はやはりこの項目の中に、少くともそういうような趣旨のことを入れる方がよろしいのじやないかと思うのでありま。その点についてのお考えはいかがでありますか。

○齋藤(邦)政府委員 第四條の失業対策事業の要件は、第二條の規定を受けまして「失業者に就業の機会を與えることを主たる目的として」といふ、この目的を敷衍いたしまして、失業対策事業の要件を規定いたしましたものであります。しかしながらその事業のうちで

も、特に経済的效果というものを、第七條の第二項で規定しておるわけでございます。すなわち大体におきまして、今日までの公共事業には、経済復興といふことを主として参ります

と、とかく建設的な事業になつてしま

と、となく建設的な事業になつてしま

によつて、初めて失業対策事業、公共事業という定義になつて来たものと、私どもは存じておるわけでありま。

○石野委員 私は第四條の規定はただいまの説明で了得るのでござい

けれども、問題は経済の興隆に寄與するといふことについて、何が從たるものであるかといふうに取扱われま

が、ややもすると全体の國民経済の上から行きまして、むだになるような傾向に走ることをも、また今日日本を復興して行かなくてはならない時期にお

ける問題として、考えなければならぬのではないかと。そういうふうな意味でございます。そういうふうな意味からいふことが必要なのじやないか、こういうふうに考へている次第でありま

す。この点と、これより低くきめなければならぬといふこととの連関性、及びなぜこれを低くしなければならぬか、するのこといふことの御趣旨、その二つの点について御説明願いた

い。

○齋藤(邦)政府委員 前段のお尋ねの点であります。要するに失業対策事業について、まず先に第四條の定義の中に、経済的效果のあるものといふことをかりに書くといひますと、從來の弊といひまして、経済的效果といふものが主になつてしまひまして、失業者吸収といふものはいつも遅れて第二義的に考えられる。こういうふうなのが今日までの公共事業実施の実績であつたのであります。従ひまして第四條の失業対策事業の要件にはこれを規定しない。しかしながらどんな事業でもよろしいかと言ふと、必ずしもそうではなくして、第七條第二項にあり

ます。すなわち、さきさき事業種目のうちから、やはりそのうちでも、一番経済的效果のあるものを選びなければならぬ、こういうふうな定めしたのであります。従ひまして私どもは、経済的效果といふことは失業対策事業の要件ではなくして、事業種目の決定にあつたので、注意すべき問題だと考へておる次第でございます。

それから賃金の問題であります。御承知のように失業対策の根本の原則は、民間の健全なる雇用を促進し、雇用量を拡大し、これによつて就職を確保するといふことが、第一義的な問題であるのでござい。その次に、政府としていわゆる財政的な負担において行ひますのが、公共事業といふことになりま。その次に初めて深刻な

失業対策というものの、失業情勢に対処して行いますのが、失業対策事業でありまして、すなわち失業対策事業の資金を、民間よりもむしろ高くする、あるいは民間と同じ程度のものにするということになりますれば、これは仕事の口のない人々に簡単な仕事を與えてやろうという事業でありますので、むしろそちらの方に人が集まつて参りまして、健全なる民間雇用の方には人が集まらない、こういうことになるのであります。従いまして世界各國いずれの國におきましても、失業対策事業を興しなするときには、かようなブリヂエーリング・ウエージよりもある程度低くする、すなわち民間雇用を圧迫しない、これが今日の失業対策事業の資金の鉄則であつたのでございまして、なおメモランダムとの関係でございしますが、メモランダムの解釈につきまして関係方面とも打合せたのでありますが、この線に沿うて失業対策事業は行くべきものであつて、これは原則的なことを書いてあるのである。その細目について、かような例外的のこととはさしつかえないものであるといふに、私もは考へておるわけでございます。

○石野委員　しからば、その世界各國の通例に従つていふという、資金問題に對する考へでございしますが、それには非常に私疑がある。とにかくここに書かれてゐるのは、同一職種に従事する労働者に通常支拂う賃金といふふうになつてゐる。失業対策の対象になる労働者でありましようとも、通常の失業でない、普通の労働の職場にある場合でありましようとも、労働を提供するものに対する報酬は、同じでなければならぬといふふうに私たちは考へるわけですが、それがただ失業者であるからといふことによつて、定義づけるといふこと、このことがどうも私たちは理解できない。それでありまうならば、これは労働者としてしましても、基本的な人権といふ問題に觸れて來ますし、労働法の問題、一切の問題に觸れて來るといふことについては、どういふふうにお考へになつておりますか。

○齋藤(邦)政府委員　この失業対策事業の資金は、御承知のようにその事業に使用せられる労働者についての問題であるのでありまして、たとえば民間の、かりに隣に土建事業がある、片方に失業対策事業がある、それが同じような資金である、あるいはまた民間の資金よりも高いといふのは、民間の方にむける雇用が行かなくなつて、失業対策の事業の方にのみ、來るおそれがあるといふことであるのであります。すなわち失業対策事業は、失業が深刻になりましたときは、当然政府がやらなければならぬ大きな仕事であります。そこでいふゆる民間の方に十分人が行つて、そうして就職がないときに、初めてやるのでありまして、この点につきましては、私もはこの線に沿うて行くことが一番正しいのではないだらうか、こういうふうにお考へております。一言で申しますと、民間の工場における同種の労働者の賃金といふものを圧迫してはいかぬといふ考へ方でございます。

○石野委員　これは討論ではございませぬので、なんでございしますが、この問題は、先にありました失業対策事業の内容につきまして、建設的なものを從たるものとするといふこと、非常に關係があると思つてございします。あとでまた討論のときにいろいろ意見を申し述べたいと思つていますが、一應政府の御説明は承つておきます。

その次に第十一條に「不当と認められる場合には、当該失業者の雇入を拒むことができる」といふふうであります。この問題は職業安定法の第一條の問題、あるいはまた第十九條第一項の問題との関連性におきまして、職業安定所におきましては、適當なものとして認め、それ／＼の職業紹介をやる、あるいはさういふことをやつておるはずでございます。ところが一方におきましては、この十一條には無慈悲に、不當と認められたものは、そのまゝ失業者の雇入れを拒むことが事業主はできるようになつてゐる。この趣旨は相反するものであつて、矛盾しているといふふうには私たちは考へておりますけれども、それについてはどういふふうにお考へになつておりますか。

○齋藤(邦)政府委員　御承知のように、職業紹介はあくまで適材適所の職業紹介をするといふことが鉄則でございまして、私もは適當な職業につくことをあつせんしておるのでございします。しかしながら公共職業安定所の職業紹介は、事業主を拘束するところの力を持つてゐるものではないのであります。すなわち職業のあつせんをするだけでありまして、いかなる場合におきましても、事業主は当然拒み得るものでなければならぬ、私もはかやうに考へておるのであります。もちろん安定所におきましては、できるだけ適材適所といふことを目標といたしまして、職業のあつせんをしておりますけれども、現場々々の仕事々々によりましては、安定所が適當な方だと思つて行きまして、その本人の肉体的な体力から申しまして、適當でない場合もたくさんあるかと思つております。そういう場合に、事業主になんでもかんでも、むりやりに使わすのだといふことは、はなはだ行き過ぎでありますので、さういふことがあつてはならぬといふ意味におきまして、第十一條の規定を定めておるのでございします。しかしながら失業対策事業につきましては、失業者をあつせんすること、失業者を吸収することを目的として行つて参ります事業であり、特にこの事業に使用する労働者につきましては、全部安定所の紹介といふことになつておりますので、私もはいたしまして、第十一條の規定によりまして、事業主が不當に拒むといふことのないように、十分監督をして参りたい。かやうに考へておるのでございします。すなわち第十一條の規定の履行といふことは、職業安定機関の十分監督すべきところの規定である。かやうに存じておりますので、その監督と相まちまして、第十一條の規定の適正なる運営をやつて参りたい、かやうに考へておる次第でございします。

○石野委員　これは第十一條の構成から考へて、職業安定法の第十九條に「わゆる『能力に適合する職業に紹介する』といふことになつておりますので、この面で一應安定所として、これは適合しておると考へて紹介した者が、事業主あるいは雇主、請負をやつておる方々、そういう方々のかつてな判定によりまして、その人たちが、こういうふうな者はどうも不當だといふ認定だけで拒否されるということ、もしも是正されぬと、これは非常に大きな問題だと思ひます。そこで問題になります第十一條の「不當と認められる場合」この不當と認める場合といふのは、いろ／＼な面があると思ひますけれども、特に政府の予定しておる不當な人といふのはどういふ者か、一應聞きたいと思ひます。

○齋藤(邦)政府委員　この「その者の能力からみて不當と認める場合」といふ意味であります。結局失業対策事業の作業の要求するところの勞力と、その本人の能力、さういふものとをにらみ合せて考へられるべきものであると考へております。

○石野委員　その能力から見てといふことについての、私たちの考へを端的に申し上げますと、その能力から見ても不當といふようなことは、純技術的なことであるとか、あるいは身体的なことであるとか、あるいは身体的な組合を首になつた男だからだめだ、あるいは政黨に關係しておるからいけないといふようなことも含めて、その能力といふものが見られるのであるかどうか、といふことをはつきり承りました。

○齋藤(邦)政府委員　組合云々といふものは、その者の能力には關係のない事項でございまして、これは完全に作業能力といふ意味と存じております。

○石野委員　大体十分ではありませんが、了解いたします。それから第十九條でございしますが、第十九條に「当該事業の全部又は一部について事業の停止又は補助金の返還を命ずることがで

「きる。」とあるのでございます。補助金という問題がここに出ておりますが、第一番に聞きたいことは、その補助金を出されることの事業といふものか、そういうものはどういふものであるかという点について、一應お聞きしたいと思います。

○齋藤(邦)政府委員 この失業対策事業の予算といたしましては、御承知のように現在のところ八億八千八百八十八万円でございまして、それがあつたわけでありまして、それによりまして、その事業は、大ざつぱに申しまして三種類あるわけでございます。すなわち都市における簡易な失業緊急事業、それから知識階級緊急事業、それから共同作業施設の三つがあるわけでございます。この都市における簡易な失業緊急事業、知識階級緊急事業につきましては、労力費の三分の二を補助する、こういうことになっております。共同作業施設につきましては経常費の二分の一を補助する、かようになつております。第十九條の規定は現段階におきましては、その三つのものを含んでおるわけでございます。

○石野委員 このことと、第一條に書いてあります法の目的であります失業者を救済するということ、それからここでは何かの事故のあつたときにその事業を停止するということ、また補助金の返還を命ずるということ——そういうこと、またそこに失業が出て来る、こういう状態が起つて来るわけでございます。法の目的として定められておる内容の中に、失業者が増えるところのこういう條目があることは、法の全体の精神から言ひまして、矛盾するものではないかというふうに考へ

ますけれども、その点はどうか。

○齋藤(邦)政府委員 結局第十九條の規定は、失業者の吸収という法律の前の諸規定の違法を、強制するための制裁の規定であります。お話をうかがふに、第十九條の規定によりまして、事業主体が違反行為をいたしました場合、失業の停止を命ぜられるという場合に、失業者が出たときにどうするかというところは、そのときには、おのずから事業主体につきまして、失業が深刻になりまして、どうしても何らかの事業によつて失業救済をやらなければならぬということでありまして、事業主体を変更しても、事業というものは続行せらるべきだ、かように存じておるわけでございます。

○石野委員 そうしますと法の精神から言ひまして、失業者が出たということとはまずいから、また違つたもので考へるのだ。こういうふうなお考へのように何つておいてよろしいですか。

○齋藤(邦)政府委員 そういう場合もあり得るということをお願いするわけでございます。

○石野委員 それでは次に職業安定法の問題につきまして、少しお尋ねしたいと思つてございまして、第二十五條でございまして、学生、生徒の職業紹介の原則の中で、いろいろと職業安定の点で、学校に対してその職業補導なり、安定の義務を委任するといふことが書かれておりますけれども、その全体を含みまして、政府として学生生徒に対する特別な失業対策事業をいたすことの必要性を考へておられるのかどうかという点について、まず御所見を伺いたいと思ひます。

○齋藤(邦)政府委員 学生生徒につき

ましては、これは内職の問題でございます。内職の問題は、私ども安定所におきまして、各方面の事業にあつておることを努力いたしておるような次第でございます。なお新規学校卒業生の未就職者についての職業を、どうするかという問題であります。これは一般失業対策事業なり、あるいは職業補導なり、そういう全般的なものの一環として行つて参りたい、かように考へております。しかしながら、私どもが特に本年度におきまして力を入れた考へておりますのは、中等学校の卒業生のことです。中等学校の卒業生は、御承知のように戦争中以來ずっと、学校の教育課程における職業補導といふものはきつめて不十分でありましたので、そういう中等学校を出て就職することができない、いわゆる未就職者のものにつきましては、與う限りの職業安定所に入所せしめまして、それによりましてある程度の技能の向上といふものをかかつて参りたい、かように考へておる次第でございます。新規学校卒業生の職業の問題につきましては、全般的な職業の一環といたしまして、職業のあつせんをいたしておるような次第でございます。

○石野委員 この條項からいまして、全体から見ますと、学校の職業紹介の事業といふものが、特に進歩的な学校と申しまするか、そういうようなところにおいては、非常に就職の上から行きますと、不利益が来るのじやないかというふうに考へられるのでございまして、その点についてはどうですか。

○齋藤(邦)政府委員 進歩的という意味が、私どもよくわかりませんが……。

○石野委員 進歩的ということとは、たとえば学校におきまして、端的に申し上げるならば、社会科学の方面何かで非常に活発な何か行われておるか、あるいは思想的なもので、民自党の内閣などで特別な目をかけておるといふような学校においては、特に不利益をこうむるのじやないかというようなことを考へるのですが、その点はどうですか。

○齋藤(邦)政府委員 その危惧はまつたぐの杞憂でありまして、御承知のように職業安定法第三條には何人も、人種、國籍、信條、性別、社会的身分等を理由として、職業紹介、職業補導等について差別的取扱ひを受けることがない、とありまして、かように均等待遇が法律によつて保障されておりますので、さういふ心配は私としてはないと考へております。

○石野委員 この法案の二十五條の第三項に「公共職業安定所長は、第一項の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長に対し、職業に関する情報の提供その他学校の長の行う職業紹介に関する業務の執行についての援助を與える」ともに、「さういふふう」に書いてあります。が、情報の提供あるいは援助を與えるといふことが、ややもすると、職業安定所長の学校行政に対する干渉になるのではなからうかというふうに考へられますが、その点についてはどうですか。

○齋藤(邦)政府委員 御承知のように職業紹介事業は、学校教育の分野には何ら容喙するものではないのであります。さういふ意味合いにおきまして、

私どもは学校において生徒に行う学校教育には、何ら干渉する意図もありませんし、また條文から申しましても、さういふ節は私どもないと信じておる次第でございます。

○石野委員 先ほど土橋君の質問でございまして、かにもあつたのであります。が、学校が自主的にこれをやるのだからというふうなことも言われておりました。重ねてまたたいたの御説明によりまして、学校行政には何ら関係するものではないという御説明でありました。しかしながら、この第四節の職業紹介といふところの項におきましては、特に就職後においても、公共職業安定所はその補導に當るのだということが書かれておるのであります。就職後においても、さうした補導を行うといふことの精神は、いろいろと干渉する事項にわたつて来るんじゃないかというふうに私ども考へますけれども、それについてどういふふうにお考へになりますか。

○齋藤(邦)政府委員 ただいまのお尋ねの就職後の補導と申しますのは、御承知のように、アフター・ケアの問題でございます。会社、工場等に就職をいたしましたあとに、その就職した学校卒業生の若い青年がおちついて工場で働いておるかどうかどうだろうか。さういふふうには定着性を確保するために、できるだけ親身になつて相談相手になつてやる、さういふ意味の職業補導であるのであります。

○石野委員 ただいまの御説明で私ども感じますのは、アフター・ケアとしてさういふものを考へるのだとおつしやられるのですけれども、しかしさういふことが、ややもすると職場におけ

る自由な、いわゆる学生さんなり何なりの行動に対して、非常に大きな干渉が来るのではないかと、ことに学生であるから、学園内におけるいさゝかな問題は十分考えなければならぬが、職業については、かりにそれがアルバイトでありまして、その職業におけるいさゝかな条件に従って生ずるそれらの人々の行為というものについて、ややもすると学校から来るところの一つの干渉が、ほんとうに職業を見るという意味ではなしに、他の面からそういうアフター・ケアとして出されるという危険性を感じますが、その点については特別に何か御配慮がございますか。

○齋藤(邦)政府委員 「就職後の補導」という文字は二十五條の三の第五号に入っているのではありませんが、これは私どもの政府機関の安定所におきまして、就職後の補導ということをやつて来たのであります。特にこれは中学校程度の卒業生につきまして、とかく遠隔地に就職して参りますと、いろいろさびしくなりまして、家へ帰りたいという者もありまして、あるいはまたちよつとした不満で仕事をやめたいという者も出て参ります。そこでそういう問題について親身の相談相手になつてやるといふことでありまして、会社、工場等の労務管理に干渉しようとかいう性質のものではないのであります。従つて第二十五條の三の学校の長が安定所の業務の一部を行う場合において、その就職後の補導をやる場合において、さよなことはないものと考へておられます。しかしこの就職後の補導のやり方等につきましては、私ども学校の方の監督を十分厳重にして参りたいと考へておられます。

○石野委員 第二節の職業紹介の件になります。が、いわゆる有料の職業紹介事業を行つてはならない、これが中心だと思つてゐるが、そのあとで第六項には、実費職業紹介または営利職業紹介事業を行う者はそれ／＼労働大臣が云々というふうになりまして、実費あるいはまた営利的な職業紹介というものを認められるわけでありまして、これは職業安定法の精神からいたしまして、こういうふうなものの設置ということについては、はたして妥当であるかどうかについてのお考へはいかがですか。

○齋藤(邦)政府委員 御承知のように有料職業紹介事業につきましては、國際條約の線がありまして、原則的にはこれを禁止する建前になつております。従いまして、私どもも、將來は公共に奉仕する國の機関であります公共職業安定所が一本になりまして、無料で職業紹介をやるのが理想かと存じております。しかしながら現段階におきましては、さような理想をただちに實現することは困難でありますので、國際條約の線に沿ひまして、特殊な専門の技術を必要とする職業につきましては、いわゆる無料職業紹介事業といふものを認めることになつてゐるのであります。この職業は先ほども土橋委員のお尋ねがありましてお答えいたしましたように、いわゆる医師、薬剤師、看護婦、助産婦といったふうな、國家試験をその營業開始の條件とされておるような職業でありまして、こういう方々の職業については、有料職業紹介事業によりまして弊害も生じない、従つてこういう職業の者に、特に大げらにやつて行けるように、つ

にはつきり許可料あるいは保証金というふうな監督規定を置いて、それによつてやつて行くということにいたしておるのであります。しかしこれは理想といたしましては、將來なくして行くことを私も考へて、安定所の職業の指導に當つておるわけでありまして、しかし現段階におきましては、弊害があまりないことしたものでない、ある程度の例外的なことは認められなければならない、かように考へておる次第でございます。

○石野委員 この法案の第六十五條には罰則規定のようなものがあります。が、特に第三号の「第三十三條の二第二項の規定による届出をしない、無料の職業紹介事業を行つた者」それから第四号の事項、こういうふうなもの、これはほとんどみな学校関係のものであります。これらの人々に対して、六箇月以下懲役または五千円以下の罰金に処するといふふうに規定されておるわけでありまして、この規定は特に無料職業紹介をやる建前からいたしまして、非常に酷に過ぎやしないかと考へますが、その点についてはいかがでございますか。

○齋藤(邦)政府委員 罰則の第六十五條の第三号でございますが、これにつきましては、御承知のように学校が無料の職業紹介事業を届出なしにやつたという場合でありまして、この場合につきましては、よその規定との振合ひも考へまして、大体におきましてこの程度の罰則が適當ではなからうかと考へたわけでございます。しかしこの規定が發動いたしましたときには、当然に学校の長またはその事業を行つた者は第六十五條の規定によつて、同

方とも罰せられることになるかと考へておる次第でございます。しかしながら御承知のように刑罰の規定としてはかようなことになっておりますが、こういう刑罰をかけることが私どもは目的ではないのであります。今日までにおきまして、こういう例は今までありませんでした。將來ともこの刑罰の規定が發動なくして、円滑にこの規定が運用せられるように努めて参りたいと考へておる次第でございます。

○石野委員 もちろん許可を受けないで無料の職業紹介をやるということ、これは、法がある建前上、罰せられるのはやむを得ないと思ひますけれども、しかししたとせば第三十三條の二の第二項に定められておりますように「前項の規定により無料の職業紹介事業を行う学校の長は、求職者を、その住所又は居所の変更を必要とする就職先に紹介してはならない。これはもちろん新制中等等の子供さんたちであります。が、一應は了解されるのであります。しかし就職を必要とするような生活状況に置かれてゐる者が、かりに住所を変更することによつて就学ができないことになつたとか、何とかになれば別でございますが、そのこと自体によつて本人が満足し、またはそれで就職する道が通ずるものであるならば、別段こういふように第六十五條によつて罰則を設けて規定する必要はなからうと思ふのであります。もと／＼これは罰則だけではございません。第三十三條の二といふものにも問題があると思ふのでございますが、その点についてどうお考へてございますか。

○齋藤(邦)政府委員 第三十三條の二第二項の規定に關連する問題でございますが、これは御承知のように中等学校の卒業生につきましては、遠隔地の紹介を行はせないといふことであります。これは纖維の女工等の問題が中心でありまして、いわゆる違法なところの募集によつて、日本の纖維女工の問題については、いろいろ嘆かわしい問題を投げたのであります。従いまして昔の悪弊を二度と再び生ぜしめないようにする注意から、こういう規定ができてゐるのであります。第三十三條の二第二項の規定の違反といふものは、私どもとしては重い問題ではないだらうと考へてゐるわけでありまして、しかしながらこの規定は、大

学、専門学校という相当知識の高くなりまして者につきましては問題がない。中等学校以下の者についての規定でありまして、私どももいたしましては、第三十三條の二第二項の違法な意味から申しますと、違法なる募集を行うものと同じ程度の罰則でもいいのじやないかとすら、考へてゐる規定でございます。まして、この程度の罰則の規定は、よそとの均衡から適當ではなからうかと考へてゐる次第でございます。

○石野委員 そういふ御説明でありましたら、少し考へてもらわなければならぬと思ひます。もちろん女工哀史にあるように、非常に條件の悪い職業紹介をすることについて、罰則を重くすることは決して私たち反対ではございませんけれども、たとえば隣村に職を求めて、子供さんたちが居所をかえてそこへ行けるというふうな場合があり得るわけですね。必ずしも百里も二百里も離れた所に紹介をしなくても、その子供さんが居所をかえることがあ

ますが、これは御承知のように中等学校の卒業生につきましては、遠隔地の紹介を行はせないといふことであります。これは纖維の女工等の問題が中心でありまして、いわゆる違法なところの募集によつて、日本の纖維女工の問題については、いろいろ嘆かわしい問題を投げたのであります。従いまして昔の悪弊を二度と再び生ぜしめないようにする注意から、こういう規定ができてゐるのであります。第三十三條の二第二項の規定の違反といふものは、私どもとしては重い問題ではないだらうと考へてゐるわけでありまして、しかしながらこの規定は、大

学、専門学校という相当知識の高くなりまして者につきましては問題がない。中等学校以下の者についての規定でありまして、私どももいたしましては、第三十三條の二第二項の違法な意味から申しますと、違法なる募集を行うものと同じ程度の罰則でもいいのじやないかとすら、考へてゐる規定でございます。まして、この程度の罰則の規定は、よそとの均衡から適當ではなからうかと考へてゐる次第でございます。

○石野委員 そういふ御説明でありましたら、少し考へてもらわなければならぬと思ひます。もちろん女工哀史にあるように、非常に條件の悪い職業紹介をすることについて、罰則を重くすることは決して私たち反対ではございませんけれども、たとえば隣村に職を求めて、子供さんたちが居所をかえてそこへ行けるというふうな場合があり得るわけですね。必ずしも百里も二百里も離れた所に紹介をしなくても、その子供さんが居所をかえることがあ

る、それでもやはりこの規定によりまして、罰則を受けることになる。そういうようなときにはどういうようにお考えになりますか。

○齋藤邦政府委員 お尋ねのように隣村に参ります場合にも、住所または居所、結局実際のすみかをかえる場合には、三十三條の二の第二項の規定の違反になると私も考えております。しかしながら、そういう場合におきましては、御承知のように隣村に行くときは、住所、居所をかえるという問題には起らないと私も考えております。すなわちこれは遠くに行く場合の規定であります。それからなおその二項の但書にありますが、労働大臣の許可を受けた場合にはその限りでないものであります。この場合につきましては、労働大臣が許可する基準を別途にきめて参りまして、かような弊害のないようにいたしたいと存じております。隣村に行く場合に、居所をかえるときには、労働大臣は許可して行く。そういうような許可の基準をつくつて参りたいと思っております。この第二項の規定の大きな意味合いは通勤区域内のものは問題はないけれども、いわゆる遠隔地に行くという問題でございます。御承知のように大阪の紡績女工さんが、宮崎、あるいは鹿児島からたくさん来ている、そういう例を頭にに入れての規定でありまして、労働大臣の許可の基準によりまして、解決して参りたいと考えております。

○石野委員 私どもは一言政府に対して苦情を申し上げたいと思つて、労働省設置法案にしても、あるいは職業

安定法案にしても、あるいは緊急失業対策法案、あるいは失業保険法案、歴大なこの法案を、ごく短時間の間に審議しなければならぬということでございます。事務局というものは、非常に政府のこういうやり方のために無視されている形である。事実私もこれを手元に受けまして、これを読むのに毎日徹夜をやつてゐるけれども、なかなか読めない。政府の方はどういふお考えで出しているか知りませんけれども、われわれはこれをまつたく白紙で受けてゐる。だから読むのに毎日徹夜々々をかけてゐるけれども、ほとんど法の實體というものは、つかむことができない状態になつてゐる。そういうような中からまた政府も相当むりをしてやつておられると思つても、こちらに私たちの読みにくい場所がある。あとでまた誤字の訂正などが行われるかも知れませんが、たとえば職業安定法の中におきましても、第三十三條の中における両替店というようになことなどは、法律用語としてはあまり聞かない。ここでは両替店になつてゐる。あるいはまた第三十二條の二項などは實際問題といたしまして非常に読みにくい。特に第四項で私はちよつとわからないのですが、前項の者が、この法律又はこれに基く命令の規定に違反することによつて損害を受けた者は、と云ふことになつてゐる。これはどういふことがわけがわからない。こういうようなこと、あるいはまた二十六條の二の方になります。その者の能力に適するよう、補導の種目及び方法を選定し、と云ふようなことは、ちよつとしたことですが、「ように」と

いうようにするのがいいだろうと私は思ふのであります。そういうような意味から言いますと、二十五條の三のときは、大分接續語を入れなければ、最近のいろ／＼な文章のやかましいう時期から言いますと、わかりにくいような文もあるのではないかと思ふので、こういう点は、ひとつ政府の方から早く誤字訂正などを出していただきまして、文を読みやすいようにしていただきたいと思います。同時にこの審議にあたりまして、政府または委員会におきましては、あまり先を急ぐために、法の内容を實際にわれわれが審議することなしに、ただ会期が迫つておるからというようにただで、追討を食うような形をされたいように、特に私は委員長にもお願いしたいのですが、ひとつ審議は政府の方にもあまりあせらないで、もつ／＼余裕を持つて審議していただきたい。こゝに労働法が明日上程されるということになりますと、この法案などは急いでもらつては困る。實際慎重にひとつ審議してもらわなければいけないのでございます。そこで政府の方に苦情としまして、私もはもとより余裕のある審議をさせるようにしていただきたいということを、ひとつお願いしておきたいと思つてゐます。

あと失業保険等についての質問もあつていただきますが、これはまた明日にまわしていただきますので、時間も相当たつておりますので、一應これで質問を打ち切ります。

○倉石委員長 大矢省三君。

○大矢委員 私は時間が迫つておりますから、ごく簡単に、今までの質問と重複しないようにお尋ねしたいと思

うのであります。この緊急失業対策法案というこの法案の施行は、失業対策に重大な役割を持つておるのであります。したがって、委員会においても質問がありましたが、この法案実施に當るころのいわゆる裏づけとしての予算措置がないというところは、はなはだ遺憾であります。労働大臣はしばしばこれに対して、非常な熱意を持つて具体的な案を立てて、今後出すということでありまして、私はこれは省きます。この施行にあつて、この第五條、第六條における調査、これは今度各省定員法が出なければならぬのであります。この調査は、今度は大臣官房に労働統計調査部を置くということですから、多分私はここでやるのではないかと思つてゐます。それから六條の、最も重要なことではあります。労働大臣は必要な失業対策事業のために、一般計画を樹立しなければならぬ、すなわち労働大臣がいわゆる緊急失業対策事業というものを計画して、それを安本の長官に示し、安本長官は経済的な処置をとつて、また提案しなければならぬということを書いてある。この事業計画の主体はあくまでも労働大臣である。多分これの所管は労働省の職業安定局じやないか。もし職業安定局でこれをし、さらに調査部がこういう官房を持つて行かれるとしますならば、これを実行するにあつて、非常なる人数を要することは、私は申すまでもないことと思つてゐます。そこで政府がしばしば行政整理をやるうとしておりますが、こういう重要な対策に対して、人員をこの部門にたしてふやすのかどうか。現状のままでやるというようなら、こんなものをこしらえたところ

で決して實際に実行はできないと思つてゐます。そこで今度の各省定員法の中に、特に労働省の中には、こういう重大な事業ができるのだから、これに對して人員がふえるのかどうかということ、私はまず労働大臣にお伺ひしたい。

○鈴木國務大臣 行政整理は、一應の二割、三割というような基本的の線は横に認められておられるけれども、大体その現状に即したやり方をするという考え方も取入れて、やつて行くのだというところになつております。その考え方は、労働省の各部門についても取入れられております。しかし現在よりも人員をふやすという考え方は――御指摘のようにふやせば一番いいかもしれないけれども、今折衝しておる面においては、ふやすというところまでの折衝には行つておりませんし、予算の關係、それから全体を通する行政整理の方式という点から考えまして、困難ではないかと思つております。特殊の考慮を加えて行くような折衝は目下續けております。

○大矢委員 それではこの六條の点は、労働大臣は事業計画を立てる上において、現状の人員でさしつかえない、これでやり得るというお考えですか。私はこれはどういふやれないかと考えておりますが、その点をあらためてお聞きしたいと思います。

さらに次に行きます。これはもう各委員からしばしば尋ねられたのであります。これははなはだ遺憾なことでありまして、例の第十條、同一地域におけるところの同一作業の賃金より低くしなければならぬ、これは事業主体を圧迫する、そこでまた民間事業を圧迫

することになるし、これは臨時的なものであるから、永続的な就職者のためにも、かくなければならぬ、こういう説明がありましたが、ここにこういうことが書いてある。労働大臣は、失業対策事業に使用される失業者に支拂われる賃金の額を定める。ところが、昨日関係政府委員の説明によると、大體民間の一般の普通事業から五分ほど安い、こういうことを私は聞いた。そこでこれは大臣に直接お聞きしたいのであります。この賃金の決定は失業者に対して非常に重大な関係を持つたのであります。昨日政府委員が申されたように、大體五分程度下まつた賃金を定めるのだというのを、大臣も確認されるかどうか。これは非常に重大な問題でありますから、大臣自身から、政府委員の言われたことに對する裏書きをしていただきたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 御指摘の点の生れて来たことにつきましては、この前ちよつと簡単に申し上げたような関係もあるものであります。將來廣い意味の全般的の労働者諸君の賃金の問題の一環として、十分の考慮はいたしますけれども、現在におきましては、大體政府委員からお答えしたその線あたりに沿つて、そうしてこの法律を運用して行きたいと思つております。ただ根本的問題といつたしましては、さらに機会を見て検討したいと思ひます。機能の点につきまして十分の検討をし、また努力をいたしまして、当面これから折衝でもつて、どこかところにおちつくかわかりませんが、少くともふやすといふことは將來の問題といつたとしても、先ほど申しました範圍において、この計画を立てて行くといふ考へ

方を持つております。なおこれに對して補助的な機関なり、あるいは人員なり、機構なりが必要であるかどうか、そういうものを労働省の中につくるかどうかといふ問題も、一つの研究題目として、目下検討を進めておりますが、いずれにせよ、安定局が、ほとんど中心になり、必要な場合にはそういうものも取り入れて、御指摘のような機能の不足というようなことは来さないように、極力努力したいと思ひます。

○大矢委員 これはちよつとくだいようであります。職業安定所のために私は特に申しますが、第十一條でございまして、これは神様でないから、不適当な人を紹介する場合があるかもしれせん。しかしながらこの事業は営利事業ではない。これは政府が相當な補助金を出してやつておるのであります。これは職業紹介所の人が紹介するに、不適当な人を紹介するのだから、この前提が、あるいはそういうことと認めて、こういうふうな、いわゆる事業主が雇い入れることを拒むことができるという一つのあれを與へていくのかどうか。私は普通一般ならばこれは言わない。失業者をやる場合、これを拒み得る。事業主には至つて親切に、これを拒むことを得るというふうな規定しております。これはあとで尋ねますが、失業保険手当をやる場合に、これをやらないという規定の中に、もし職業紹介所が指定した労働を拒んだ場合には、手当をやらないといふことが書いてある。労働者は拒むことができない。一方では拒んでよいといふふうな、至つて事業主に親切なことを書いてある。これは事業の性質と、職業紹介所の権威のために、私はどうしてあつたらいいと思ふ。これは意見であります。なおこのまま強く主張されるかどうか。これは各委員が問われたことであります。さきに保険金と合せて伺いたいと思ひます。

○齋藤(邦)政府委員 安定所の権威のために、こういう規定がない方がいいのではないかと、まことにありがたい話であります。御承知のように安定所におきましては、適材適所といふことで職業紹介をするように努力をいたしております。けれどもその者の作業能力から見まして、どうしても不適当だといふときには、拒まれるという道を開いておきませんと、すなわち第十條の規定にありますが、不安定所から行けば、だれでもかかれでも使わなければならないという規定だけでは十分ではありませんので、やむを得ず第十一條の規定を置いたわけでありまして、しかしいかなる場合においても、かりにある人を拒みましても、第十條の規定によりまして、安定所の紹介でなければ就職できないのですから、みだりに事業主がなんでもかんでも、でたらめに拒むということがあつてはならないし、またそういうことのないように私も指導して参りたいと考えております。なお失業保険の方であります。失業保険の方にあります。安定所があつてないといつたとしても、その者の能力から見ても適当でないといふ仕事であります。拒む場合においてむことができません。拒む場合において、正当に失業保険を受取ることでございまして、至つて事業主に親切なことを書いてある。これは事業の性質と、職業紹介所の権威のために、私はどうしてあつたらいいと思ふ。これは意見であります。なおこのまま強く主張されるかどうか。これは各委員が問われたことであります。さきに保険金と合せて伺いたいと思ひます。

十一條の規定と失業保険の規定とは調整がとれておると私どもは考へておるわけでありまして。

○大矢委員 失業手当法の第十條は給付のことですが、受給資格者が、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、又はその指示した職業の補導を受ける、又はその指示した職業の補導を受けることを拒んだときは、失業手当を支給しない。と第十條にあります。ところが憲法の第二十二條には職業の選択の自由といふことがある。一体憲法で職業選択の自由を認めておきながら、こつちで拒んだ場合には、自分には保険金を掛けながら、それはもらえないという規定をこしらへたところに矛盾はないか。ことに私は政府の方針によりまして相當インテリの失業者が多く出るといふことを想像するので、そのようにした場合に、土木事業その他の事業に出たときに、とうてい自分はそういう仕事はやれないといふことが起ることはあり得ると思ふ。強制労働は許されない。そこで職業選択の自由を憲法の第二十二條できめておきながら、拒んだ場合に手当金をやらないといふ規定があるのは、この憲法の精神に矛盾するのではないか。一方には拒んでよいといふ規定とおきながら、労働者に向つては拒むことができない、しかも当然の権利である保険金がもらえないといふのは矛盾しておると思ふ。このことは今後の失業者に對して重大な問題でありまして、給付を受けることに大きな関係があります。か、いま一應御意見を伺いたいと思ひます。

○齋藤(邦)政府委員 御承知のように失業手当法は第十條、失業保険法は第二十一條の規定であります。但書が

全部ついております。すなわち紹介された職業が、受給資格者の能力から見て不適当と認められるときは、拒んでもよろしい。そのときには失業保険金は支給すると書いてあるのであります。但書の方に規定されております。て、排除されております。

○大矢委員 但書の方が強いのか、本文の方が強いのか私はあまり追究しません。それから日雇労働者の賃金のことにこういうことがある。百六十円以上の者については百四十円、百六十円以下の者については九十円の定額とすると規定されております。一体この程度の手当によつて生活ができるのかどうか、これをきめた方針をお伺いしたいと思ひます。最近こういうことがあるのです。今度いただいた参考書を見ますと、東京都におけるインテリの失業者の手当、これは大学卒業者が二十三年度においては百三十六円、最低が百二十円。平均百三十四円程度であります。専門学校が百三十二円、百十一円となつております。家族手当として配偶者二十六円、あとは十七円となつております。これを合算して四人家族といつたしますといふことになります。生活保護法の適用を受ける者と比べてはるかに安い。そういうことになりま

すと、一方は遊んでおつて多くの手当を、しかも掛金なしにもらう。一方は保険金をかけておきながら、働いて、なおかつそれより安いといふことになる。これはどうもおもしろくないと思ふのであります。こういう矛盾をどこでとるかといふこと、これを改正しなければ解決しないのであります。そういうことをにらみ合せて金額の方面で改正する意思があるか。今度は最

高三百円に改めておりますが、これは一般の場合であります。特に日雇労働者の場合は、非常に残酷ではないか。その点を改良するか、あるいはどういうふうにして、こんなことをきめたかということをお聞きしたい。

○齋藤(邦)政府委員 お尋ねの内容は二つあったかと思つたのであります。保険金の問題は日雇労働者と知識階級についてですが、御承知のように、日雇労働者の保険の平均給與日額は、大體現在のところ二百二十四程度になるのであります。そうしますと一般工場給付の率は百分の六十となつておりますが、それと比較いたしますと——かりに一般の百分の六十といたしますと、百三十何円ということになるのではないかと思います。そこで私どもの方といたしましては、むしろ一般工場労働者よりも、よりよくしようという意味も加味して、百四十円と九十円という定額にしたわけでございます。すなわち一般工場労働者の百分の六十に比較しますと、日雇いの方がある程度有利ではないかとすら私どもは考えております。現在のところでは、この定額制で一應やつてみたらというふうに考えております。

知識階級の應急失業手当の問題であります。仰せの通り私どもは、地域的に最終学校の学歴により、あるいは家族数等により、最高最低の基準をきめております。予算面の單價といたしましては百八十二円となつておりますが、實際の支給の面につきましては、学歴、家族数、地域などによつて差等を設けまして、私どもの今までの方針といたしましては、働かないで、生活保護法のごやつかいになつて、もらつ

ておる生活扶助金よりも、ある程度高まるようにして参りたいと考えて、今まで努力をしております。東京でそういう例のあることは承知しております。従いましてこれは近く改訂いたしたいと考えて、準備を進めておる次第でございます。

○大矢委員 これで質問を終わります。

○倉石委員 長 この際お諮りいたします。職業安定法の一部を改正する法律案、緊急失業対策法案、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案の三案を一括して、質疑を打切ることにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○倉石委員 長 御異議がなければただいまの三案の質疑を打ち切ります。

本日はこれにて散会いたします。次会は明二十八日午前十時より開会いたします。

午後五時二十九分散会